明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八四）　四

〔府令・省令〕

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産七）　六

〔復興庁令〕

○復興庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（復興庁三）　六

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務八九）　八

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（法務四六）　五二

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働三）　五二

○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（外務一六）　五二

○学校法人会計基準の一部を改正する省令（文部科学二八）　五三

○私立学校振興助成法施行規則（同二九）　八〇

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　八六

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一三二）　八六

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一三三）　八九

○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則（農林水産五〇）　八九

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（同五一）　九四

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六四）　一〇三

○移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通八六）　一〇四

○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同八七）　一〇八

○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（同八八）　一〇九

○指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令（防衛八）　一一三

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより同法第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件（内閣府一二九）　一二九

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（同一三〇）　一三〇

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（同一三一）　一三〇

○アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁三）　一三九

○粉わさびの表示に関する公正競争規約ほか五十規約の一部変更を認定した件（同四）　一三一

○食品缶詰の表示に関する公正競争規約ほか二規約の一部変更を認定した件（同五）　一三一

○観光土産品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同六）　一三三

○衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同七）　一三三

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示（金融庁・農林水産一二）　一三三

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一七）　一三五

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件（同一八）　一三五

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**二九）　一三五

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**三〇）　一三六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（**同**三一）　一三六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**三二）　一三七

○復興庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（**復興庁**三）　一三七

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**二七四）　一三八

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**二七五）　一三九

○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**二七六）　一三九

○電波法施行規則第二号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件（**同**二七七）　一四〇

○無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘ等の規定に基づくキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件（**同**二七八）　一四一

○五GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件等を廃止する件（**同**二七九）　一四一

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（**同**二八〇）　一四三

○携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八一）　一四五

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八二）　一四六

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八三）　一四六

○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（**同**二八四）　一四七

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル五Ｇの無線局の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八五）　一四七

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**二八六）　一四八

○工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件（**同**二八七）　一四八

○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（**同**二八八）　一四八

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（**同**二八九）　一四九

○無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件の一部を改正する件（**同**二九〇）　一四九

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二九一）　一五〇

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（**同**二九二）　一五一

○端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件の一部を改正する件（同二九三）　一九四
○電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二九四）　一九五
○四・九GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（同二九五）　一九六
○特定基地局の開設計画の認定の有効期間を定める件（同二九六）　二〇二
○特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件（同二九七）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件の一部を改正する件（法務三〇五）
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（法務・厚生労働二）　二〇三
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十二条第一項及び第十八条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を定める件（財務・農林水産三三）　二〇三
○文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第二条第四号に掲げる所轄庁が定める書類（文部科学一三二）　二〇四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働三一一）
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同三一二）
○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同三一三）　二〇七
○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（同三一四）　二〇八
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及び雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示（同三一五）　二二五
○生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針を定める件（農林水産一七七七）　二二七
○租税特別措置法施行令第六条の二の三第一項及び第二項並びに第二十八条の八第一項及び第二項に規定する農林水産大臣が定める基準を定める件（同一七七八）　二三四
○林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等に関する件（同一七七九）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の規定に基づき、木材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（同一七八〇）　二三六
○令和六砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件（同一七八一）　二三六
○令和六砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件（同一七八二）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示（経済産業一五四）　二三七
○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（経済産業・国土交通・環境四）　二三〇
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（国土交通一一八〇）　二三四
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同一一八一）
○排ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一一八二）　二三五

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）
○令和七年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（同一一八三）　二三五
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（同一一八四）　二三九
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同一一八五）　二四〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年七月分）、（令和六年度令和六年七月分）（財務省）　二四三

府　令

○内閣府令第八十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項、第二十三条第一項、第三十条の五第一項及び第三十条の八第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第二条第二項第二号、第十一条第二項第二号、第二十八条の三第二項及び第二十八条の八第二項関係）

就労証明書

宛

証明日	西暦	年	月	日	
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号	―		―		
担当者名					
記載者連絡先	―		―		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　　）
2	フリガナ 本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期　□ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日　～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	□ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会計年度任用職員　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 □　火 □　水 □　木 □　金 □　土 □　日 □　祝日 □　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分） 一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日 平日　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 土曜　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　□ 月間　□ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　□ 月間　□ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月　日／月　時間／月　年月　年　月　日／月　時間／月　年月　年　月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中 期間　年　月　日　～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み 期間　年　月　日　～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□ 病休　□ その他（　　） 期間　年　月　日　～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	□ 復職予定　□ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　期間　年　月　日　～　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有　□ 有(予定)　□ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	□ 有　□ 有(予定)　□ 無　□ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可　□ 可(予定)　□ 否
16	育休延長可否	□ 可　□ 可(予定)　□ 否
17	単身赴任期間(予定を含む)	年　月　日　～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　生年月日　施設名　□ 利用中　□ 申込中(第一希望) 年　月　日 児童名　生年月日　施設名　□ 利用中　□ 申込中(第一希望) 年　月　日 児童名　生年月日　施設名　□ 利用中　□ 申込中(第一希望) 年　月　日

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府・農林水産省令第七号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係） **第三十条**　（略） ２　（略） ３　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。 一　前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イ～ヲ　（略）	附　則 （銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係） **第三十条**　（略） ２　（略） ３　第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。 一　前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第一号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに次に掲げる法律の規定による業務、前項第十二号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る。）の代理 イ～ヲ　（略）
ワ　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号。カにおいて「スマート農業技術活用促進法」という。）第十二条第一項 カ　スマート農業技術活用促進法第十八条第一項 二～四　（略） ４　（略）	（新設） 二～四　（略） ４　（略）

附　則

この命令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

復興庁令

○復興庁令第三号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、復興庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

復興庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

（趣旨）

第一条　復興庁の所管する復興庁関係法令（告示を含む。以下同じ。）に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この庁令の定めるところによる。

２　復興庁の所管する復興庁関係法令に係る手続等（法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの庁令の規定の例による。

（定義）

第二条　この庁令で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

２　この庁令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二　電子証明書　申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって内閣総理大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、内閣総理大臣が告示で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

一　申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項

二　当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記録すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2　行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三　内閣総理大臣が告示で定める電子証明書（前二号に規定するものを除く。）

四　前各号に規定するもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

3　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力しなければならない。

4　申請等をする者が、第一項第二号に掲げる事項を入力する場合において、申請等をする者に係る第二項第三号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、申請等をする者に係る登記事項証明書であって、申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって、申請等をする者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項の入力を要しない。

5　法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

（氏名等を明らかにする措置）

第五条　法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第二項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置

二　識別番号及び暗証番号を前条第一項の電子計算機から入力する措置（同条第三項の規定が適用される場合に限る。）

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3　法第九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

（情報通信技術による手数料の納付）

第六条　法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、第四条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第七条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

2　前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内にしなければならない。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第八条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって内閣総理大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第九条　行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

2　書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3　書面等により行われた場合に返納その他行政機関等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、内閣総理大臣が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4　前項の場合において、処分通知等の返納その他行政機関への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第十条　法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等の定めるところにより行う届出

三　前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十一条　法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第十二条　行政機関等が、法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2　行政機関等が、復興庁の所管する復興庁関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附　則

この庁令は、令和六年九月三十日から施行する。

省　令

○総務省令第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、並びに同法及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［２・３　略］ ４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ 八　削除 ［九～十一　略］ （特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ［一　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～七　同上］ 八　五GHz帯無線アクセスシステム（四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの ［九～十一　同上］ （特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　［同上］ ［一　同上］

二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局（総務大臣が別に告示するものを除く。）

［三～七の二　略］

七の三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）

七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）

［八・九　略］

［２　略］

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

［一　略］

二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

［(1)～(12)　略］

(13)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(14)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル５Ｇ（設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの

(15)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(16)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）に規定する技術基準のうち陸上移動局（ローカル５Ｇの陸上移動局を除く。）に係るもの

［(17)　略］

［(18)　略］

［(19)　略］

［削る］

［(20)～(23)　略］

(24)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(25)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局（自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局根本基準第三条第二号の二に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の陸上移動局を除く。）に係るもの

［三～七の二　略］

七の三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

［(1)・(2)　略］

(3)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(4)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局（自営等広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。）に係るもの

二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

［三～七の二　同上］

七の三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

［八・九　同上］

［２　同上］

（特定無線局の無線設備の規格）

第十五条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［(1)～(12)　同上］

(13)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［新設］

(14)　設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［新設］

［(15)　同上］

［(16)　同上］

［(17)　同上］

［(18)　同上］

［(19)～(22)　同上］

(23)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［新設］

［三～七の二　同上］

七の三　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［新設］

七の四　ローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(2)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［八・九　略］

十　前条第二項第一号に規定する基地局

(1)～(3)　略

(4)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。）

(5)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(13)及び(14)に掲げるものを除く。）

(6)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(15)及び(16)に掲げるものを除く。）

(7)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(17)及び(18)に掲げるものを除く。）

(8)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(19)及び(20)に掲げるものを除く。）

十一　前条第二項第二号に規定する基地局

(1)～(8)　略

(9)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(10)　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(11)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第五項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(12)　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第六項に規定する技術基準のうち基地局（ローカル５Ｇの基地局を除く。）に係るもの

(13)　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項に規定する技術基準

(14)　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項に規定する技術基準

(15)～(18)　［略］

(19)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第六項に規定する技術基準

(20)　設備規則第四十九条の二十九の二第一項及び第七項に規定する技術基準

十二　前条第二項第三号に規定する陸上移動中継局

(1)～(3)　略

(4)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

(1)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(2)　設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

［八・九　同上］

十　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(5)　設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(6)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。）

(7)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。）

(8)　設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

十一　［同上］

(1)～(8)　同上

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

(9)～(12)　［同上］

［新設］

［新設］

十二　［同上］

(1)～(3)　同上

［新設］

（登録の対象とする無線局）

第十六条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六から十まで　削除

［十一～十二　略］

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六から十まで　削除

［十一～十二　略］

（登録局の開設区域）

第十八条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

［一　略］

二　削除

［三　略］

［2　略］

（簡易な操作）

第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

［一～五　略］

六　次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1)　基地局（第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の六の十二第一項（第

（登録の対象とする無線局）

第十六条　［同上］

［一～五　同上］

六　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局

七　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局

八　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局

九　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局

十　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局

［十一～十二　同上］

（登録局の無線設備の規格）

第十七条　［同上］

［一～五　同上］

六　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

七　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

八　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

九　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの

十　設備規則第四十九条の二十一第一項に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの

［十一～十二　同上］

（登録局の開設区域）

第十八条　［同上］

［一　同上］

二　四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

［三　同上］

［2　同上］

（簡易な操作）

第三十三条　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

(1)　基地局（第十五条の二第二項第二号に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の六の十第一項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二

一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。） ［(2)～(5)　略］ ［七・八　略］	項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。） ［(2)～(5)　同上］ ［七・八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～21　略］ 22　22の欄は、次によること。 ［(1)～(11)　略］ (12)　無線局根本基準第３条第２号の２に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル５Ｇの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。 ［ア・イ　略］ ［削る］ ［(13)～(16)　略］ ［23～25　略］	**別表第二号第２**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～21　同左］ 22　［同左］ ［(1)～(11)　同左］ (12)　［同左］ ［ア・イ　同左］ ウ　その他通信の相手方が停止して運用する無線局 ［(13)～(16)　同左］ ［23～25　同左］
別表第三号の六　包括免許（施行規則第15条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～３　略］ ４　２の欄は、次によること。 ［(1)～(6)　略］ (7)　⑥の欄は、次によること。 ［ア　略］	**別表第三号の六**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～３　同左］ ４　［同左］ ［(1)～(6)　同左］ (7)　［同左］ ［ア　同左］

イ　施行規則第21条の４に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。 ［ウ～オ　略］	イ　施行規則第21条の３に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。 ［ウ～オ　同左］
［５　略］	［５　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節の十七の二　略］	［第一節～第四節の十七の二　同上］
第四節の十八　削除	第四節の十八　五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の二十一）
［第四節の十九～第九節　略］	［第四節の十九～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第三条　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。	**第三条**　［同上］
［一～十四　略］	［一～十四　同上］
十五　「ローカル５G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。	十五　「ローカル５G」とは、四・六GHzを超え四・九GHz以下又は二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。
［十六　略］	［十六　同上］
（混信防止機能）	（混信防止機能）
第九条の四　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。	**第九条の四**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　略］
九　削除	九　五GHz帯無線アクセスシステム（施行規則第六条第四項第八号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、次に掲げる機能 イ　電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能 ロ　電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
［十～十二　略］	［十～十二　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［略］	［略］	［略］
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈤　略 ［削る］ ㈥　［略］ ㈦　［略］ ㈧　［略］	二〇	八〇
［略］	［略］	［略］
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備		
［略］	［略］	［略］
第四十九条の六の十二第一項、第三項及び第四項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備	一〇〇	五〇
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	一〇〇	七九
第四十九条の六の十二第二項、第五項及び第六項において無線設備の条件が定められている基地局、	二二四	七〇

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［同上］	［同上］	［同上］
七　［同上］ ㈠～㈤　同上 ㈥　五ＧＨｚ帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備 ㈦　［同上］ ㈧　［同上］ ㈨　［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
十六　［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六
第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	［同上］	［同上］
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	［同上］	［同上］

陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Gの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備				
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Gの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	九一	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	
十八　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	［略］			
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一〇〇	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（陸上移動局と通信を行うものに限る。）であつて、空中線端子がないもの	五〇	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムで行われる無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備	一二四	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の	五五	［略］	［略］	
第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムで行われる無線通信の中継を行うものに限る。）の送信設備	一〇〇	［略］	［略］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の	七九	［略］	［略］	

第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	［同上］	［同上］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一二四	［同上］	［同上］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	五六	［同上］	［同上］	
第四十九条の二十九の二において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	［同上］	［同上］	［同上］	

送信設備又は陸上移動中継局の送信設備（基地局と通信を行うものに限る。）			
［略］	［略］	［略］	［略］

［２～５　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［２～７　略］

８　二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下、四・九GHzを超え五・〇GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下若しくは二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル５Ｇの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局にあつては、三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Ｇの無線局（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の受信装置

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［２～５　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［２～７　同上］

８　二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル５Ｇの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

［一～八　同上］

九　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	［略］	［略］	［略］
陸上移動中継局又は陸上移動局		［略］	［略］

注一　基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

［二　略］

十　二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）及び二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Ｇの無線局（陸上移動中継局及び陸上移動局（ローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）を除く。）の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	［略］	［略］
陸上移動局（携帯無線通信及びローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）	［略］	［略］

［９～13　略］

14　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
陸上移動局		［同上］	［同上］

注一　基地局においては、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から二、二六〇MHz以上二、四四〇MHz以下を除き、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

［二　同上］

十　二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇ（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	［同上］	［同上］
陸上移動局	［同上］	［同上］

［９～13　同上］

14　無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステ

二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［15～34　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［表略］

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［⑴・⑵　略］

［ト～リ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［15～34　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　［同上］

［表同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［⑴・⑵　同上］

［ト～リ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

⑴　基地局の無線設備　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

⑵　陸上移動局の無線設備

(イ)　占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのもの　二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調又は四相位相変調

(ロ)　占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのもの　二相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調

(ハ)　その他のもの　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ハ　相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2　前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

五　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次のイからヘまでに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

イ　七一五MHzを超え七四八MHz以下

ロ　八一五MHzを超え八四五MHz以下

ハ　九〇〇MHzを超え九一五MHz以下

ニ　一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下

ホ　一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下

ヘ　一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

六　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［3～6　略］

第四十九条の六の十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号の条件）に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　空中線電力（次に掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

イ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備

ロ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち時分割複信方式を用いるものであつて二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ　ローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の無線局の無線設備

ニ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち周波数分割複信方式を用いるもの

ホ　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備（空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。）

ヘ　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

ト　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

六　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

［3～6　同上］

第四十九条の六の十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

へ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［(1)・(2)　略］

［ト・チ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

［2　略］

3　第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次のイからハまでに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

イ　二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下

ロ　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下

ハ　三・四GHzを超え三・六GHz以下

五　送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベル（二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル）の空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［六　略］

［4～6　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの及びローカル

へ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［(1)・(2)　同上］

［ト・チ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

［2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　空中線電力（前条第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

［六　同上］

［4～6　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるも

５Ｇの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

無線設備の区分		周波数
シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
	陸上移動中継局の無線設備	三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
	陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備	三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
ローカル５Ｇの無線局	基地局又は陸上移動局の無線設備	四・六GHzを超え四・九GHz以下
	陸上移動中継局の無線設備	四・八GHzを超え四・九GHz以下

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局及び次項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局及び次項に規定する条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［⑴・⑵　略］

［ト・チ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

のであつて、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［⑴・⑵　同上］

［ト・チ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

⑴　基地局の無線設備　四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ・ロ　略］

ハ　空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1)　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、四・〇GHzを超え四・一GHz以下又は四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を送信する無線設備　二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次の(イ)から(ハ)までに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

(イ)　二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下

(ロ)　三・四GHzを超え四・一GHz以下（四・〇GHzを超え四・一GHz以下の周波数の搬送波を含む場合に限る。）

(ハ)　四・五GHzを超え五・〇GHz以下（四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の搬送波を含む場合に限る。）

(2)　三・四GHzを超え四・〇GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・八GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信する無線設備　四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。ただし、次の(イ)及び(ロ)に掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。

(イ)　三・四GHzを超え四・〇GHz以下

(ロ)　四・五GHzを超え五・〇GHz以下（四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の搬送波を含む場合を除く。）

ニ　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［ホ　略］

(2)　陸上移動局の無線設備　二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三　陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ・ロ　同上］

ハ　空中線電力（第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

［ホ　同上］

四　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、第一号及び第二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ　空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1)　基地局と通信を行う無線設備　二五〇ミリワット以下であること。

(2)　陸上移動局と通信を行う無線設備　二五〇ミリワット以下であること。

ロ　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1)　基地局と通信を行う無線設備　九デシベル以下であること。

(2)　陸上移動局と通信を行う無線設備　〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ニ　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局及び前項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［(1)・(2)　略］

［ト・チ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

［新設］

2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［(1)・(2)　同上］

［ト・チ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1)　基地局の無線設備　四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2)　陸上移動局の無線設備　二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

［イ・ロ　略］

ハ　空中線電力（二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、三・一六ワット以下であること。

［ニ・ホ　略］

四　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、第一号及び第二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ　空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1)　基地局と通信を行う無線設備　二〇〇ミリワット以下であること。

(2)　陸上移動局と通信を行う無線設備　二〇〇ミリワット以下であること。

ロ　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(1)　基地局と通信を行う無線設備　二〇デシベル以下であること。

(2)　陸上移動局と通信を行う無線設備　二〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に二〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ニ　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

3　第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一　空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

4　第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

三　陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ・ロ　同上］

ハ　空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二九・一GHzを超え二九・五GHz以下の周波数を使用するものから送信される搬送波及びローカル５G（二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

［ニ・ホ　同上］

［新設］

［新設］

5　第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一　空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に四〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6　第二項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第二項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

7　前各項に規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の十三　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［表略］

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［⑴・⑵　略］

［ト・チ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

［新設］

［新設］

［新設］

［表同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［⑴・⑵　同上］

［ト・チ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

⑴　基地局の無線設備　四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

⑵　陸上移動局の無線設備　二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三　陸上移動局の無線設備は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［イ・ロ　略］

ハ　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる周波数帯の周波数の搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、それぞれの周波数帯において同時に送信される搬送波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

(1)　七一八MHzを超え七四八MHz以下

(2)　八一五MHzを超え八四五MHz以下

(3)　九〇〇MHzを超え九一五MHz以下

(4)　一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下

(5)　一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下

(6)　一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

ニ　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［ホ　略］

2　前項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一　空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

3　第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項第一号及び第二号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　空中線電力（第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

［ホ　同上］

［新設］

［新設］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル５Ｇの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル５Ｇの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［(1)・(2)　略］

二　送信設備の条件

［イ・ロ　略］

ハ　空中線電力は、次のとおりであること。

［(1)　略］

(2)　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

［ニ・ホ　略］

第四節の十八　削除

第四十九条の二十一　削除

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局等の無線設備）

第四十九条の八の二の三　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局（ローカル５Ｇの基地局とキャリアアグリゲーション技術を用いて陸上移動局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局（ローカル５Ｇの陸上移動局とキャリアアグリゲーション技術を用いて基地局との間の通信を行う場合に限る。以下、この号において同じ。）を含む。）との間の通信に限ること。

［(1)・(2)　同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)　同上］

(2)　［同上］

一〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

［ニ・ホ　同上］

第四節の十八　五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備

（五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十一　五GHz帯無線アクセスシステムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局、陸上移動局（次項に規定するものを除く。）及び携帯局（次項に規定するものを除く。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単向通信方式、単信方式、同報通信方式、半複信方式又は複信方式であること。ただし、半複信方式又は複信方式については、時分割複信方式を使用すること。

二　変調方式は、次のいずれかであること。

イ　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合

(1)　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式

(2)　振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式、パルス変調方式又はこれらの複合方式

(3)　直交周波数分割多重方式

ロ　占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合　直交周波数分割多重方式

三　送信バースト長は、四ミリ秒以下であること。

四　空中線電力は、次のとおりであること。

イ　直交周波数分割多重方式を使用する場合

(1)　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合は、二五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は五〇ミリワット以下であること。

(2)　占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合は、二五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は二五ミリワット以下であること。

ロ　イ以外の方式を使用する場合は、二五〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における空中線電力は五〇ミリワット以下であること。

五　陸上移動中継局、陸上移動局及び携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものを除く。）が送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

六　送信装置の空中線は、次の条件に適合すること。

イ　絶対利得は、一三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一三デシベルの送信空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ロ　送信空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

$$360／(A／4)\ 度$$

Aは、等価等方輻射電力を絶対利得０デシベルの送信空中線に平均電力が250ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除したものとし、４を下回るときは４とする。

七　直交周波数分割多重方式は、一MHzの帯域幅当たりのキャリア数が一以上であること。

八　スペクトル拡散方式は、拡散帯域幅を変調信号の送信速度に等しい周波数で除した値が五以上のもの又は変調信号の送信速度に等しい周波数の五倍以上の周波数帯域幅にわたつて掃引する信号を変調信号の送信の周期ごとに直接乗算させるものであること。

九　隣接チャネル漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ　四〇MHzシステム（占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の（±）一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下及び八マイクロワット以下であること。

ロ　二〇MHzシステム（占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の（±）九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・五ミリワット以下、一六マイクロワット以下であること。

ハ　一〇MHzシステム（占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の（±）四・五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下、八マイクロワット以下であること。

ニ　五MHzシステム（占有周波数帯幅が四・五MHz以下のものをいう。以下同じ。）

割当周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の（±）二・二五MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・一二五ミリワット以下、四マイクロワット以下であること。

十　帯域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ　四〇MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八四〇MHz以上四、八七〇MHz以下	二マイクロワット以下
四、八七〇MHzを超え四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇六〇MHz以下	二・五マイクロワット以下

ロ　二〇MHzシステム

(1)　変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下

(2)　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇二五MHz以下	二・五マイクロワット以下

ハ　一〇MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八九五MHz以上四、九〇五MHz未満及び四、九五五MHzを超え四、九六五MHz以下	一五マイクロワット以下

ニ　五MHzシステム

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九〇二・五MHz以上四、九〇七・五MHz未満及び四、九五二・五MHzを超え四、九五七・五MHz以下	一五マイクロワット以下

十一　四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの（±）一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット又は〇・二マイクロワットのいずれかであること。

十二　前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

2　五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

イ　前項第二号イ(3)及びロの変調方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九・七MHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること。

(2)　占有周波数帯幅が一九・七MHzを超え三八MHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下であること。

ロ　前項第二号イ(1)の変調方式を使用する送信装置は、一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下であること

ハ　前項第二号イ(2)の変調方式を使用する送信装置は、一〇ミリワット以下であること。

二　送信装置の空中線は、次の条件のいずれかに適合すること。

イ　絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅の等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となるときは、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ロ　送信空中線の水平面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

360／A度

Aは、１MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得０デシベルの送信空中線に平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除したものとし、１を下回るときは１とする。ただし、１MHzの帯域幅における等価等方輻射電力の上限は、絶対利得10デシベルの送信空中線に10ミリワットを加えたときの値とする。

三　四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの（±）一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。

四　送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものであつて、他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。

五　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八　直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十八　直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当

該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条から第四十九条の二十九の二までにおいて同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

［ロ～ホ　略］

［二　略］

［２～７　略］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ニ　略］

ホ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［⑴・⑵　略］

［ヘ・ト　略］

二　送信装置の送信バースト長及び隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　［同上］

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

［ロ～ホ　同上］

［二　同上］

［２～７　同上］

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［⑴・⑵　同上］

［ヘ・ト　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

⑴　基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものを除く。）の無線設備　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

2　前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

イ　基地局の送信装置にあつては、二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

ロ　陸上移動中継局の送信装置にあつては、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は、八〇〇ミリワット以下であり、かつ、基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合は二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

［二・三　略］

3　第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　送信装置の空中線電力（二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、八〇〇ミリワット以下であること。

四　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に八〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［五　略］

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び次条において同じ。）

(1)　一の搬送波を送信する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2)　複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は他の陸上移動局により中継されるものを含む。ロにおいて同

(2)　陸上移動局（占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものに限る。）の無線設備　二相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調

ロ　送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

ハ　隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2　前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては四〇ワット以下）であること。

［二・三　同上］

3　第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

三　送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

四　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

［五　同上］

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

じ。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。ロにおいて同じ。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

ロ　再生中継方式以外の中継方式　陸上移動局から基地局への送信を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

［二　略］

三　再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［四　略］

［5～8　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

［ロ～ニ　略］

ホ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［(1)・(2)　略］

［ヘ・ト　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性（基地局の送信装置に係るものに限る。）及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

［二　同上］

三　再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［四　同上］

［5～8　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九の二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　［同上］

イ　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

［ロ～ニ　同上］

ホ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［(1)・(2)　同上］

［ヘ・ト　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1)　基地局の無線設備	四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

2　前項の基地局（第六項においてその無線設備の条件が定められているもの又は第七項においてその無線設備の条件が定められているものを除く。）の無線設備は、前項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、チャネル間隔が一〇MHzであるものは二〇ワット以下、チャネル間隔が二〇MHzであるものは四〇ワット以下、チャネル間隔が三〇MHzであるものは六〇ワット以下、チャネル間隔が四〇MHzであるものは八〇ワット以下又はチャネル間隔が五〇MHzであるものは一〇〇ワット以下であること。

［二　略］

3　第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一　略］

二　送信装置の空中線電力（二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の搬送波のみを使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）であること。

三　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

［四　略］

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　再生中継方式

(1)　一の搬送波を送信する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2)　複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

(2)　陸上移動局の無線設備　二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2　基地局の無線設備は、前項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、一〇MHz幅あたり二〇ワット以下であること。

［二　同上］

3　陸上移動局の無線設備は、第一項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

［一　同上］

二　送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、第四十九条の六の九第二項第五号イからトまでに掲げる無線設備から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

三　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

［四　同上］

［新設］

ロ　再生中継方式以外の中継方式　陸上移動局から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力及び基地局から陸上移動局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

三　搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

5　第一項の陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　基地局と通信を行うもの　四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）以下であること。

ロ　陸上移動局と通信を行うもの　チャネル間隔が一〇MHzであるものは二〇ワット以下、チャネル間隔が二〇MHzであるものは四〇ワット以下、チャネル間隔が三〇MHzであるものは六〇ワット以下、チャネル間隔が四〇MHzであるものは八〇ワット以下又はチャネル間隔が五〇MHzであるものは一〇〇ワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　基地局と通信を行うもの　四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に四〇〇ミリワット（複数の空中線端子を用いた送信の場合は八〇〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ　陸上移動局と通信を行うもの　一七デシベル以下であること。

三　基地局と通信を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

6　第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハの規定は、適用しない。

一　送信装置の空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

三　一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四　空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

［新設］

［新設］

五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

7　第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項各号に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項各号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

8　前各項に規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備に使用するもの

［ア～ク　略］

ケ　第49条の６の12第１項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

㋐　基地局

［A　略］

B　空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超え38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超え47デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

C　アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.25\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

D・E　［略］

㋑　陸上移動中継局

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

㋒　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）　$(0.1\times f\times10^{-6}+15)$ Hz

㋓　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

［新設］

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

⑴　［同左］

［ア～ク　同左］

ケ　［同左］

［同左］

㋐　［同左］

［A　同左］

B　空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

［新設］

C・D　［同左］

［新設］

㋑　陸上移動局　$(0.1\times f\times10^{-6}+15)$ Hz

［新設］

コ　第49条の６の12第２項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　基地局

A　空中線電力が26デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超えるもの　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

B　空中線電力が26デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.25×ｆ×10^{-6}+12) Hz

(ｲ)　陸上移動中継局

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

(ｳ)　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）　(0.105×ｆ×10^{-6}) Hz

(ｴ)　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

サ　第49条の６の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　基地局

［A　略］

B　各空中線端子における電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超え38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

C　各空中線端子における電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.25×ｆ×10^{-6}+12) Hz

［(ｲ)　略］

［(2)～(20)　略］

(21)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

［ア　略］

イ　陸上移動中継局　3 (10^{-6})

ウ　［略］

［(22)～(24)　略］

［32～46　略］

47　削除

［48～57　略］

コ　［同左］

［同左］

(ｱ)　基地局　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

［新設］

(ｲ)　陸上移動局　(0.105×ｆ×10^{-6}) Hz

［新設］

サ　［同左］

［同左］

(ｱ)　［同左］

［A　同左］

B　各空中線端子における電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　(0.1×ｆ×10^{-6}+12) Hz

［新設］

［(ｲ)　同左］

［(2)～(20)　同左］

(21)　［同左］

［ア　同左］

［新設］

イ　［同左］

［(22)～(24)　同左］

［32～46　同左］

47　５GHz帯無線アクセスシステムの送信装置に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20 (10^{-6}) とする。

［48～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

［１～５　略］

６　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の無線設備

⑴　第49条の６の12第１項に規定する基地局及び陸上移動中継局の無線設備

［ア～シ　略］

⑵　第49条の６の12第１項に規定する陸上移動局の無線設備

［ア～サ　略］

シ　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

ス　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値

⑶　第49条の６の12第２項に規定する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備

［ア～エ　略］

オ　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

カ　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

［⑷　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第11　同左］

第12　［同左］

［１～５　同左］

６　［同左］

⑴　第49条の６の12第１項に規定する基地局の無線設備

［ア～シ　同左］

⑵　［同左］

［ア～サ　同左］

シ　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

ス　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからサまでに定める値

⑶　第49条の６の12第２項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

［ア～エ　同左］

オ　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

カ　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

［⑷　同左］

［第13～第46　略］	［第13～第46　同左］
第47　削除	第47　５GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。 １　40MHzシステムの場合　38MHz ２　20MHzシステムの場合　19.7MHz ３　10MHzシステムの場合　９MHz ４　５MHzシステムの場合　4.5MHz
［第48～第51　略］	［第48～第51　同左］
第52　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。	第52　［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備	２　［同左］
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同左］
(6)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定める値	(6)　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定める値
(7)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値	(7)　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値
［第53～第79　略］	［第53～第79　同左］
別表第三号（第７条関係）	**別表第三号**（第７条関係）
［１～34　略］	［１～34　同左］
35　削除	35　５GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯基地局及び携帯局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
［36～70　略］	［36～70　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］
［一～十一の二十八　略］	［一～十一の二十八　同上］

十一の二十九　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備（次号及び第十一号の二十九の三に掲げるものを除く。）

十一の二十九の二　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十九の三　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十九の四　設備規則第四十九条の六の十二第一項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

十一の三十　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十の二　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十一　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備（次号及び第十一号の三十一の三に掲げるものを除く。）

十一の三十一の二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十一の三　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十一の四　設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十二の二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十三　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている基地局（次号及び第十一号の三十三の三に掲げるものを除く。）に使用するための無線設備

十一の三十三の二　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十三の三　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十九　設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十　設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十一　設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十三　設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

［新設］

［十一の三十四～十九の四の三　略］

十九の五から十九の十一まで　削除

［二十～五十四の四　略］

五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第二項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の三　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の五の四　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の六の二　設備規則第四十九条の二十九の二第一項、第四項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［五十五～八十一　略］

［2　略］

［十一の三十四～十九の四の三　同上］

十九の五　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の六　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの

十九の七　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の八　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの

十九の九　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の十　設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価等方輻射電力の上限値が〇・二マイクロワットのもの

十九の十一　設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備

［二十～五十四の四　同上］

五十四の五　設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

［新設］

五十四の六　設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

［五十五～八十一　同上］

［2　同上］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

[(1)・(2)　略]

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

[表　別紙二　挿入]

[注1～14　略]

15　設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の十二第一項第四号に規定する無線設備、同条第二項第四号に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九の二第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

[16～23　略]

[イ・ウ　略]

[(1)・(2)　略]

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号(1)関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

[様式略]

[注１・２　略]

３　２の(2)の欄は、「Ｆ３Ｅ　142MHzから162MHzまで」又は「Ｆ３Ｅ　143.54、149.01、149.03、153.33、165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

[(1)～(3)　略]

(4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の３まで、第11号の31から第11号の31

別表第一号　[同上]

一　[同上]

[(1)・(2)　同上]

(3)　[同上]

[同上]

ア　[同上]

[表　別紙一　挿入]

[注1～14　同上]

15　設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

[16～23　同上]

[イ・ウ　同上]

[(1)・(2)　同上]

別表第二号　[同左]

第一　[同左]

[様式同左]

[注１・２　同左]

３　[同左]

[(1)～(3)　同左]

(4)　第２条第１項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の３、第54号若しくは第54号の６に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第２条第１項第11号の20から第11号の20の３まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の３若しくは第54

の３まで、第11号の33から第11号の33の３まで、第21号の３、第54号の２の２、第54号の３若しくは第54号の５から第54号の５の３までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～サ　略］

シ　4.5GHzを超え5.0GHz以下の周波数

［ス　略］

［(5)・(6)　略］

［４～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第11号の29に掲げる無線設備	ＤＲ
第２条第１項第11号の29の２に掲げる無線設備	ＡＱ
第２条第１項第11号の29の３に掲げる無線設備	ＢＱ
第２条第１項第11号の29の４に掲げる無線設備	ＣＱ
第２条第１項第11号の30に掲げる無線設備	ＥＲ
第２条第１項第11号の30の２に掲げる無線設備	ＤＱ
第２条第１項第11号の31に掲げる無線設備	ＦＲ
第２条第１項第11号の31の２に掲げる無線設備	ＥＱ
第２条第１項第11号の31の３に掲げる無線設備	ＦＱ
第２条第１項第11号の31の４に掲げる無線設備	ＧＱ
第２条第１項第11号の32に掲げる無線設備	ＧＲ
第２条第１項第11号の32の２に掲げる無線設備	ＨＱ

号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～サ　同左］

シ　4.5GHzを超え4.9GHz以下の周波数

［ス　同左］

［(5)・(6)　同左］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第11号の29に掲げる無線設備	ＤＲ
第２条第１項第11号の30に掲げる無線設備	ＥＲ
第２条第１項第11号の31に掲げる無線設備	ＦＲ
第２条第１項第11号の32に掲げる無線設備	ＧＲ

第２条第１項第11号の33に掲げる無線設備	ＪＲ
第２条第１項第11号の33の２に掲げる無線設備	ＩＱ
第２条第１項第11号の33の３に掲げる無線設備	ＪＱ
［略］	［略］
第２条第１項第19号の４の３に掲げる無線設備	ＷＶ
［略］	［略］
第２条第１項第54号の５に掲げる無線設備	ＬＲ
第２条第１項第54号の５の２に掲げる無線設備	ＫＱ
第２条第１項第54号の５の３に掲げる無線設備	ＬＱ
第２条第１項第54号の５の４に掲げる無線設備	ＭＱ
第２条第１項第54号の６に掲げる無線設備	ＭＲ
第２条第１項第54号の６の２に掲げる無線設備	ＮＱ
［略］	［略］

［５　略］

第２条第１項第11号の33に掲げる無線設備	ＪＲ
［同左］	［同左］
第２条第１項第19号の４の３に掲げる無線設備	ＷＶ
第２条第１項第19号の５に掲げる無線設備	ＺＷ
第２条第１項第19号の６に掲げる無線設備	ＡＶ
第２条第１項第19号の７に掲げる無線設備	ＢＶ
第２条第１項第19号の８に掲げる無線設備	ＣＶ
第２条第１項第19号の９に掲げる無線設備	ＤＶ
第２条第１項第19号の10に掲げる無線設備	ＥＶ
第２条第１項第19号の11に掲げる無線設備	ＦＶ
［同左］	［同左］
第２条第１項第54号の５に掲げる無線設備	ＬＲ
第２条第１項第54号の６に掲げる無線設備	ＭＲ
［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第五条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 （ふりがな） 住　　所	**様式第１**（第４条第１項、第４条の２第１項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書 年　月　日 総務大臣　殿 郵便番号 （ふりがな） 住　　所

（ふりがな） 氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。） 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。） 電気通信事業法第９条（第12条の２）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。 ［１～３　略］ ４　電気通信設備の概要 ［(1)～(3)　略］ ［注１～４　略］ ５　中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12又は第49条の６の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 ［６～８　略］ ［５　略］	（ふりがな） 氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。） 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。） 担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。） 電気通信事業法第９条（第12条の２）の規定により、電気通信事業の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。 ［１～３　同左］ ４　［同左］ ［(1)～(3)　同左］ ［注１～４　同左］ ５　中継系伝送路の種類は、当該設備が優先電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（同令第49条の６の12又は第49条の６の13で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 ［６～８　同左］ ［５　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（電波法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の電波法施行規則第六条第四項第八号、第十五条の三第二号(8)、第十六条第六号から第十号まで、第十七条第六号から第十号まで及び第十八条第一項第二号の規定は、令和十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

（無線設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に免許又は登録（次項において「免許等」という。）を受けている五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（第三条の規定による改正前の無線設備規則（以下「旧設備規則」という。）第四十九条の二十一第一項に規定する無線設備をいう。以下この条において同じ。）の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

２　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までに免許等の申請があった場合に限り、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許等を受けることができる。この場合において、当該免許等を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

3　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局に係る電波法（以下この項、第五項及び第八項において「法」という。）第二十七条の六第二項及び法第二十七条の三十四に規定する開設等の届出は、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

4　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により無線設備の工事設計の変更の許可又は変更登録を受けることができる。ただし、令和八年四月一日以後は、変更登録であって、電波法施行規則第十九条に規定する軽微な事項を変更する場合に限る。

5　前項ただし書の変更登録に関する電波法施行規則第十九条の適用については、同条第一項第一号中「登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの」とあるのは「法第二十七条の二十一第二項第三号に規定する無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲に限る。）を変更しないもの」と、同条第一項第二号及び第二項第二号中「無線設備の変更の工事を伴わないもの」とあるのは「無線設備の変更の工事（空中線利得の増加及び空中線の指向方向の変更を伴うものに限る。）を伴わないもの」と、同条第二項第一号中「登録をした総合通信局長の管轄区域を越えないもの」とあるのは「法第二十七条の三十二第二項第三号に規定する無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）を変更しないもの」とする。

6　第四項の規定によりなお従前の例によることとされる変更の許可又は変更登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

7　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局については、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例により再免許又は再登録を受けることができる。この場合において、当該再免許又は再登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用する。

8　この省令の施行の際現に受けている五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、令和十八年三月三十一日までの間は、なお効力を有する。

9　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にあった場合における当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

10　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により受けた技術基準適合証明等は、第八項の規定を準用する。

11　この省令の施行の際現に開設されている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（旧設備規則第四十九条の二十一第二項に規定する無線局をいう。次項及び第十三項において同じ。）の無線設備の条件については、新設備規則の規定にかかわらず、令和十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12　この省令の施行の際現に受けている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備に係る技術基準適合証明等については、令和十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

13　旧設備規則の条件に適合する五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局又は携帯局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にあった場合における当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

14　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により受けた技術基準適合証明等については、第十二項の規定を準用する。

15　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備の条件については、新設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条　この省令の施行の際現に受けている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であって、次の表の第一欄に掲げる無線設備（その占有周波数帯幅の許容値（旧設備規則別表第二号第12の5又は第12の6の⑷の規定に基づき電波の型式に冠して表示するものをいう。以下この項において同じ。）が次の表第二欄に掲げる値である無線設備であって、同表の第三欄に掲げる周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下この項において「旧無線設備」という。）をいう。）については、当該無線設備の技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の第四欄に掲げる周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（新設備規則別表第二号第12の5又は12の6の⑷の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

無線設備	占有周波数帯幅の許容値	旧無線設備が送信する周波数	条件に適合するものとみなす周波数
旧設備規則第四十九条の六の九に規定する無線設備	五MHz	一、九二四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二一・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
	一〇MHz	一、九二九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
	一五MHz	一、九三四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三〇・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
	二〇MHz	一、九三九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
旧設備規則第四十九条の六の十三に規定する無線設備	五MHz	一、九二五MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二一・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九二四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	
	一〇MHz	一、九二九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九二五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九三〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	
	一五MHz	一、九三四・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三〇・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九三五MHzを超え一、九八〇MHz以下	
		一、九四〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	
	二〇MHz	一、九三九・七MHzを超え一、九八〇MHz以下	一、九三五・七MHzを超え一、九八〇MHz以下
		一、九四〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	
		一、九五〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	

3　第一項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備であって、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（以下「旧無線設備」という。）については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この省令による改正後の無線設備規則第四十九条の六の十二に係る四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備（旧無線設備と同一の電波の型式（新設備規則別表第二号第12の6の(2)及び(3)の規定に基づき電波の型式に冠して表示する占有周波数帯幅の許容値を含む。）及び空中線電力のものに限る。）の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。この場合において、同条第一項第三号ハ(2)中「四〇〇ミリワット以下（複数の空中線端子を用いた送信の場合にあつては八〇〇ミリワット以下）」とあるのは「二〇〇ミリワット以下」と読み替えるものとする。

［別紙一］

| | | |

［別紙二］

																												四　特定無線設備の種別
略																												
										○			○										○	○	○	○	備設線無の九十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の九十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の九十二の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の四の九十二の号一十第項一第条二第
										○		○	○									13注○	○	○	○	○	備設線無の十三の号一十第項一第条二第
										○			15注○										○	○	○	○	備設線無の二の十三の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の一十三の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の一十三の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の一十三の号一十第項一第条二第
													○										○	○	○	○	備設線無の四の一十三の号一十第項一第条二第
										○		○	○								13注○		○	○	○	○	備設線無の二十三の号一十第項一第条二第
													15注○										○	○	○	○	備設線無の二の二十三の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三十三の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の三十三の号一十第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第
略																												
										○											注○ 13		○	○	○	○	第二条第一項第十九号の四の三
略																												
										○			○										○	○	○	○	備設線無の五の号四十五第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の二の五の号四十五第項一第条二第
										○			○										○	○	○	○	備設線無の三の五の号四十五第項一第条二第
										○		○	○										○	○	○	○	備設線無の四の五の号四十五第項一第条二第
										○		○	○									13注○	○	○	○	○	備設線無の六の号四十五第項一第条二第
										○		○	15注○										○	○	○	○	備設線無の二の六の号四十五第項一第条二第
略																												

○法務省令第四十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号及び第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第一号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能であって、第二号から第八号まで、又は第十一号から第十四号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第一号に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び同項の下欄第二号に規定する法務省令で定める熟練した技能であって、第二号から第十二号までに掲げるものに限る。）に係る分野別運用方針及び運用要領（当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用要領をいう。）で定める水準を満たす技能とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　工業製品製造業分野	三　素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野
［四～八　略］	［四～八　同上］
九　自動車運送業分野	九　［同上］
［号を加える。］	［号を加える。］
十　鉄道分野	十　［同上］
［号を加える。］	［号を加える。］
十一　［略］	十一　［同上］
十二　［略］	十二　［同上］
十三　［略］	［号を加える。］
十四　［略］	［号を加える。］
十五　林業分野	
十六　木材産業分野	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（以下「旧省令」という。）第三号に掲げる分野を特定産業分野として指定されている出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者の特定産業分野については、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（以下「新省令」という。）第三号に掲げる分野を指定されているものとみなす。

2　この省令の施行の際現に旧省令第三号に掲げる分野を特定産業分野として指定されている出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者が同法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可（同項の規定に基づき付された条件を含む。）は、前項の規定によりみなされる新省令第三号に掲げる分野を特定産業分野として指定されている同表の特定技能の在留資格を有する者が受けた同条第二項の許可とみなす。

○法務省・厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

法務大臣　小泉　龍司

厚生労働大臣　武見　敬三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二 一　農業・林業関係（三職種七作業） 職種　作業 （略） 畜産農業　養豚 養鶏 酪農 林業　育林・素材生産作業 二～八　（略）	**別表第二** 一　農業関係（二職種六作業） 職種　作業 （略） 畜産農業　養豚 養鶏 酪農 （新設） 二～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十六号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日　　外務大臣　上川　陽子

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住居手当の号の適用） **第一条**　（略） 2　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。 住居手当の号　在勤基本手当の号 公使　公使 一号　特号から三号まで 二号　四号 三号　五号	（住居手当の号の適用） **第一条**　（略） 2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。 住居手当の号　在勤基本手当の号 公使　公使 一号　特号から三号まで 二号　四号 三号　五号

四号	六号から八号まで
五号	九号

3　（略）

（換算方法）

第十一条　家賃の額を政令別表第二の住居手当の月額の限度額の表示通貨に換算する必要がある場合、及び住居手当の月額の限度額を住居手当の支給通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額又は当該住居手当の月額の限度額を出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率により、本邦通貨に換算し（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）、更に当該表示通貨又は当該支給通貨（本邦通貨を除く。）に換算するものとする。ただし、外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、外務大臣が指定する換算率により換算するものとする。

四号	六号から八号まで
五号	九号

3　（略）

（換算方法）

第十一条　家賃の額を政令別表第二の住居手当の月額の限度額の表示通貨に換算する必要がある場合、及び住居手当の月額の限度額を住居手当の支給通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額又は当該住居手当の月額の限度額を出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率により、本邦通貨に換算し（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）、更に当該表示通貨又は当該支給通貨（本邦通貨を除く。）に換算するものとする。

備考　表中の（　）の記載及び対象規定の全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行し、この省令による改正後の第一条第二項の規定は、令和五年四月一日から適用する。

○文部科学省令第二十八号

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第第二十一号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第百一条、第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項並びに第百七条第一項（これらの規定を同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣　盛山　正仁

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その表記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　会計帳簿 第一節　総則（第六条） 第二節　資産（第七条―第十条） 第三節　負債（第十一条） 第四節　基本金（第十二条―第十四条） 第三章　計算関係書類 第一節　総則（第十五条・第十六条） 第二節　貸借対照表（第十七条―第二十二条） 第三節　事業活動収支計算書（第二十三条―第三十一条） 第四節　資金収支計算書（第三十二条―第三十九条） 第五節　計算書類の注記（第四十条） 第六節　附属明細書（第四十一条・第四十二条） 第四章　財産目録（第四十三条―第四十七条） 第五章　会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例（第四十八条―第五十条） 第六章　放送大学学園に関する特例（第五十一条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　資金収支計算及び資金収支計算書（第六条―第十四条の二） 第三章　事業活動収支計算及び事業活動収支計算書（第十五条―第二十四条） 第四章　貸借対照表 第一節　資産（第二十五条―第二十八条） 第二節　基本金（第二十九条―第三十一条） 第三節　貸借対照表の記載方法等（第三十二条―第三十六条） 第五章　知事所轄学校法人に関する特例（第三十七条―第三十九条） 第六章　幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例（第四十条） 附則
第一章　総則 （学校法人会計の基準） **第一条**　私立学校法（以下「法」という。）第百一条に規定する基準については、この省令の定めるところによる。	**第一章**　総則 （学校法人会計の基準） **第一条**　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下第六章を除き「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。
2　法第三条に規定する学校法人（法第百五十二条第五項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。）は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第十九条第一項の事業（以下「収益事業」という。）に関する会計（以下「収益事業会計」という。）については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。	［項を加える。］

3　学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。

4　計算書類のうち貸借対照表については、前二項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する募集又は同条第四項に規定する売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）の定めるところにより作成しなければならない。

5　計算書類のうち収支計算書については、第二項及び第三項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。

（会計の原則）

第二条　学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。）並びに財産目録を作成しなければならない。

一　［略］

二　全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。

三　財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。

四　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条　収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2　収益事業会計については、前二条、前項及び第四章の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

［条を削る。］

2　学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

（会計の原則）

第二条　学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。

一　［同上］

二　すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。

三　財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。

四　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第三条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第一項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

2　収益事業会計については、前二条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

（計算書類）

第四条　学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

一　資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

イ　資金収支内訳表

ロ　人件費支出内訳表

二　事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表

（総額表示）

第四条　［略］

（金額の表示の単位）

第五条　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第二章　会計帳簿

第一節　総則

（会計帳簿の作成）

第六条　法第百二条第一項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。

第二節　資産

（資産の評価）

第七条　資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

（減価償却）

第八条　固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行うものとする。

２　減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

（有価証券の評価換え）

第九条　有価証券については、第七条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

（徴収不能額の引当て）

第十条　金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第三節　負債

（負債の評価）

第十一条　負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

２　退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

第四節　基本金

（基本金）

第十二条　学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

三　貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ　固定資産明細表

ロ　借入金明細表

ハ　基本金明細表

（総額表示）

第五条　［同上］

［条を加える。］

第二章　資金収支計算及び資金収支計算書

（資金収支計算の目的）

第六条　学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

（資金収支計算の方法）

第七条　資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第十一条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第十一条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

２　資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第十一条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第十一条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

（勘定科目）

第八条　学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第九条　資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第十条　資金収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

（前期末前受金等）

第十一条　当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

２　当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

（資金収支計算書の様式）

第十二条　資金収支計算書の様式は、第一号様式のとおりとする。

（基本金への組入れ）

第十三条　学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一　学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二　学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三　基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四　恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2　前項第二号又は第三号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3　学校法人が第一項第一号の固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金に組み入れるものとする。

（基本金の取崩し）

第十四条　学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

一　その諸活動の一部又は全部を廃止した場合　その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

二　その経営の合理化により前条第一項第一号の固定資産を有する必要がなくなった場合　その固定資産の価額

三　前条第一項第二号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合　その金銭その他の資産の額

四　その他やむを得ない事由がある場合　その事由に係る基本金への組入額

第三章　計算関係書類

第一節　総則

（成立の日の貸借対照表）

第十五条　法第百三条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

（各会計年度に係る計算書類）

第十六条　法第百三条第二項の規定により学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

一　貸借対照表

（資金収支内訳表の記載方法等）

第十三条　資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

一　学校法人（次号から第五号までに掲げるものを除く。）

二　各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。）

三　研究所

四　各病院

五　農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2　前項第二号に掲げる部門の記載にあたっては、二以上の学部を置く大学にあっては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあっては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあっては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

3　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4　通信による教育を行なう大学に係る第二項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

5　資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

（人件費支出内訳表の記載方法等）

第十四条　人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。

3　人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

（活動区分資金収支計算書の記載方法等）

第十四条の二　活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一　教育活動

二　施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三　資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2　活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

［章名を付する。］

［節を加える。］

二　次に掲げる収支計算書
イ　事業活動収支計算書
ロ　資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

第二節　貸借対照表

（貸借対照表の内容）

第十七条　貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

（貸借対照表の記載方法）

第十八条　貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

（減価償却資産の表示方法）

第十九条　減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

（金銭債権の表示方法）

第二十条　金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

（貸借対照表の記載科目）

第二十一条　貸借対照表に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

（貸借対照表の様式）

第二十二条　貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。

［章名を削る。］

第三節　事業活動収支計算書

（事業活動収支計算書の内容）

第二十三条　事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第十二条及び第十三条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。

一～三　［略］

（事業活動収支計算の方法）

第二十四条　事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。

2　事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。

3　［略］

（勘定科目）

第二十五条　学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

［節を加える。］

第三章　事業活動収支計算及び事業活動収支計算書

［節名を付する。］

（事業活動収支計算の目的）

第十五条　学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度において第二十九条及び第三十条の規定により基本金に組み入れる額（以下「基本金組入額」という。）を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものとする。

一～三　［同上］

（事業活動収支計算の方法）

第十六条　事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。

2　事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3　［同上］

（勘定科目）

第十七条　学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて事業活動収支計算を行うため必要な勘定科目を設定するものとする。

（事業活動収支計算書の記載方法）

第二十六条　事業活動収支計算書には、第二十三条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の記載科目）

第二十七条　［略］

（当年度収支差額等の記載）

第二十八条　第二十三条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2　当該会計年度の経常収支差額（第二十三条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3　当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第二十三条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4・5　［略］

（翌年度繰越収支差額）

第二十九条　当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一・二　［略］

三　第十四条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

（翌年度繰越収支差額の記載）

第三十条　［略］

（事業活動収支計算書の様式）

第三十一条　事業活動収支計算書の様式は、第二号様式のとおりとする。

［条を削る。］

［節を削る。］

［章名を削る。］

（事業活動収支計算書の記載方法）

第十八条　事業活動収支計算書には、第十五条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の記載科目）

第十九条　［同上］

（当年度収支差額等の記載）

第二十条　第十五条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額（事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。）は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2　当該会計年度の経常収支差額（第十五条第一号に掲げる活動の収支差額に同条第二号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3　当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額（経常収支差額に第十五条第三号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。）は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4・5　［同上］

（翌年度繰越収支差額）

第二十一条　当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

一・二　［同上］

三　第三十一条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

（翌年度繰越収支差額の記載）

第二十二条　［同上］

（事業活動収支計算書の様式）

第二十三条　事業活動収支計算書の様式は、第五号様式のとおりとする。

（事業活動収支内訳表の記載方法等）

第二十四条　事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を第十三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2　事業活動収支内訳表の様式は、第六号様式のとおりとする。

第四章　貸借対照表

第一節　資産

（資産の評価）

第二十五条　資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

（減価償却）

第二十六条　固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行なうものとする。

2　減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

［節を削る。］

（有価証券の評価換え）

第二十七条　有価証券については、第二十五条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

（徴収不能額の引当て）

第二十八条　金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第二節　基本金

（基本金）

第二十九条　学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

（基本金への組入れ）

第三十条　学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一　学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二　学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三　基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四　恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2　前項第二号又は第三号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3　学校法人が第一項第一号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。

（基本金の取崩し）

第三十一条　学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

一　その諸活動の一部又は全部を廃止した場合　その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

二　その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなつた場合　その固定資産の価額

三　前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合　その金銭その他の資産の額

四　その他やむを得ない事由がある場合　その事由に係る基本金への組入額

［節を削る。］

第四節　資金収支計算書

（資金収支計算書の内容）

第三十二条　資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明瞭に表示するものとする。

（資金収支計算の方法）

第三十三条　資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第三十七条第一項において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第三十七条第一項において「期末未収入金」という。）について行うものとする。

2　資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第三十七条第二項において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第三十七条第二項において「期末未払金」という。）について行うものとする。

第三節　貸借対照表の記載方法等

（貸借対照表の記載方法）

第三十二条　貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

（貸借対照表の記載科目）

第三十三条　貸借対照表に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

（重要な会計方針等の記載方法）

第三十四条　引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注（注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。）として記載するものとする。

2　重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を脚注として記載するものとする。

3　減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

4　金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

5　担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

6　翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

7　当該会計年度の末日において第三十条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとする。

8　前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

（貸借対照表の様式）

第三十五条　貸借対照表の様式は、第七号様式のとおりとする。

［節を加える。］

（勘定科目）

第三十四条　学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第三十五条　資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第三十六条　資金収支計算書に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

（前期末前受金等）

第三十七条　当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2　当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

（資金収支計算書の様式）

第三十八条　資金収支計算書の様式は、第三号様式のとおりとする。

（活動区分資金収支計算書の記載方法等）

第三十九条　活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一　教育活動

二　施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三　資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2　活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

第五節　計算書類の注記

第四十条　計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

二　重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額

三　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額

四　金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額

五　担保に供されている資産の種類及び額

六　翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

七　当該会計年度の末日において第十三条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策

八　セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報

九　重要な偶発債務

十　子法人に関する事項

十一　学校法人の出資による会社に係る事項

十二　関連当事者との取引の内容に関する事項

［節を加える。］

十三　学校法人間の財務取引
十四　重要な後発事象
十五　前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

第六節　附属明細書

（附属明細書の記載方法等）

第四十一条　法第百三条第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

一　固定資産明細書
二　借入金明細書
三　基本金明細書

2　前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3　第一項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

（附属明細書の様式）

第四十二条　次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　固定資産明細書　第五号様式
二　借入金明細書　第六号様式
三　基本金明細書　第七号様式

第四章　財産目録

（財産目録の内容）

第四十三条　法第百七条第一項第一号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在（学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

（内部取引）

第四十四条　財産目録の作成に当たつては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

（財産目録の区分）

第四十五条　財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2　資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一　基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
二　運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）
三　収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）

［節名を付する。］

（附属明細表の記載方法等）

第三十六条　固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第八号様式、第九号様式及び第十号様式に従つて記載するものとする。

［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［項を加える。］
［項を加える。］

［条を加える。］

［章を加える。］

3　負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

一　固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）

二　流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）

三　収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

（財産目録の金額）

第四十六条　財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

（財産目録の様式）

第四十七条　財産目録の様式は、第八号様式のとおりとする。

第五章　会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

［条を削る。］

（徴収不能引当ての特例）

第四十八条　都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第十条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

（基本金組入れに関する特例）

第四十九条　会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第十三条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

（計算書類の作成に関する特例）

第五十条　会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第十六条及び第四十一条第一項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

第六章　放送大学学園に関する特例

第五十一条　放送大学学園は、この省令の規定にかかわらず、放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成するものとする。

第五章　知事所轄学校法人に関する特例

（計算書類の作成に関する特例）

第三十七条　都道府県知事を所轄庁とする学校法人（以下「知事所轄学校法人」という。）は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細表（高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。）を作成しないことができる。

（徴収不能引当ての特例）

第三十八条　知事所轄学校法人（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

（基本金組入れに関する特例）

第三十九条　知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

［条を加える。］

第六章　幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に関する特例

第四十条　法第十四条第一項に規定する学校法人（法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者であって、同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものに限る。）のうち、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）については、第一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従うことができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一　貸借対照表記載科目（第21条関係）

資産の部			
科目			備考
大科目	中科目	小科目	
固定資産			
	有形固定資産		貸借対照表日後１年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が１年未満になつているものであつても使用中のものを含む。
		土地	
		建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		管理用機器備品	
		図書	
		車両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産		使途が特定された預金等をいう。
		第２号基本金引当特定資産	
		第３号基本金引当特定資産	
		（何）引当特定資産	
	その他の固定資産		
		借地権	地上権を含む。
		電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権	
		ソフトウエア	
		有価証券	長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。
流動資産			
		現金預金	
		未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
		貯蔵品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
		短期貸付金	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。
		有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。

負債の部		
科目		備考
大科目	小科目	
固定負債		
	長期借入金	その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

	学校債	同上
	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債		
	短期借入金	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	１年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	
	前受金	
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。

純資産の部

科目		備考
大科目	小科目	
基本金		
	第１号基本金	第13条第１項第１号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第２号基本金	第13条第１項第２号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第３号基本金	第13条第１項第３号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第４号基本金	第13条第１項第４号に掲げる額に係る基本金をいう。

繰越収支差額		
	翌年度繰越収支差額	

（注）１　小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

２　会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

別表第二中「第19条」を「第27条」に、「間に適当な科目」を「間に適当な中科目」に、「都道府県知事を所轄庁とする学校法人」を「会計監査人非設置知事所轄学校法人」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三　資金収支計算書記載科目（第36条関係）

収入の部		
科目		備考
大科目	小科目	
学生生徒等納付金収入		
	授業料収入	聴講料、補講料等を含む。
	入学金収入	
	実験実習料収入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施設設備資金収入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手数料収入		
	入学検定料収入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試験料収入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	証明手数料収入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金収入		土地、建物等の現物寄付金を除く。
	特別寄付金収入	用途指定のある寄付金をいう。
	一般寄付金収入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入		
	国庫補助金収入	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地方公共団体補助金収入	
資産売却収入		固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	施設売却収入	
	設備売却収入	
	有価証券売却収入	
付随事業・収益事業収入		
	補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附属事業収入	附属機関（病院、農場、研究所等）の事業の収入をいう。
	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
受取利息・配当金収入		
	第３号基本金引当特定資産運用収入	第３号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
	その他の受取利息・配当金収入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第３号基本金引当特定資産運用収入を除く。
雑収入		施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
	施設設備利用料収入	
	廃品売却収入	
借入金等収入		
	長期借入金収入	その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。

	短期借入金収入	その期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものをいう。
	学校債収入	
前受金収入		翌年度入学の学生、生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	授業料前受金収入	
	入学金前受金収入	
	実験実習料前受金収入	
	施設設備資金前受金収入	
その他の収入		上記の各収入以外の収入をいう。
	第２号基本金引当特定資産取崩収入	
	第３号基本金引当特定資産取崩収入	
	（何）引当特定資産取崩収入	
	前期末未収入金収入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
	貸付金回収収入	
	預り金受入収入	

支出の部

科目		備考
大科目	小科目	
人件費支出		
	教員人件費支出	教員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役員報酬支出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職金支出	
教育研究経費支出		教育研究のために支出する経費（学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅費交通費支出	
	奨学費支出	貸与の奨学金を除く。
管理経費支出		
	消耗品費支出	
	光熱水費支出	
	旅費交通費支出	
借入金等利息支出		
	借入金利息支出	
	学校債利息支出	
借入金等返済支出		
	借入金返済支出	

	学校債返済支出	
施設関係支出		整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
	土地支出	
	建物支出	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む。
	構築物支出	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
	建設仮勘定支出	建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。
設備関係支出		
	教育研究用機器備品支出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
	管理用機器備品支出	
	図書支出	
	車両支出	
	ソフトウエア支出	ソフトウエアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
資産運用支出		
	有価証券購入支出	
	第２号基本金引当特定資産繰入支出	
	第３号基本金引当特定資産繰入支出	
	（何）引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
その他の支出		
	貸付金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
	手形債務支払支出	
	前期末未払金支払支出	
	預り金支払支出	
	前払金支払支出	

（注）１　小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

２　小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。

３　大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。

４　会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。

５　会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

第１号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式（第22条関係）

貸　借　対　照　表

年　月　日

（単位　円）

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増　減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
（何）			
特定資産			
第２号基本金引当特定資産			
第３号基本金引当特定資産			
（何）引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウエア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
（何）			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
（何）			
資産の部合計			

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増　減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
（何）			
流動負債			
短期借入金			
１年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
（何）			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増　減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

第二号様式（第31条関係）

事　業　活　動　収　支　計　算　書

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

（単位　円）

		科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		（何）			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		（何）			
		寄付金			
		特別寄付金			
		一般寄付金			
		現物寄付			
		経常費等補助金			
		国庫補助金			
		地方公共団体補助金			
		（何）			
		付随事業収入			
		補助活動収入			
		附属事業収入			
		受託事業収入			
		（何）			
		雑収入			
		施設設備利用料			
		廃品売却収入			
		（何）			
		教育活動収入計			
	事業活動支出の部	科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
		人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			
		役員報酬			
		退職給与引当金繰入額			
		退職金			
		（何）			
		教育研究経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		奨学費			
		減価償却額			
		（何）			
		管理経費			
		消耗品費			
		光熱水費			
		旅費交通費			
		減価償却額			
		（何）			
		徴収不能額等			
		徴収不能引当金繰入額			
		徴収不能額			
		教育活動支出計			
		教育活動収支差額			
教育活動外収支	事業活動収入の部	科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
		受取利息・配当金			
		第３号基本金引当特定資産運用収入			
		その他の受取利息・配当金			
		その他の教育活動外収入			
		収益事業収入			
		（何）			
		教育活動外収入計			
	事業活動支出の部	科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
		借入金等利息			
		借入金利息			
		学校債利息			
		その他の教育活動外支出			
		（何）			
		教育活動外支出計			
		教育活動外収支差額			
経常収支差額					

		科目	予算	決算	差異
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額			
		（何）			
		その他の特別収入			
		施設設備寄付金			
		現物寄付			
		施設設備補助金			
		過年度修正額			
		（何）			
		特別収入計			
	事業活動支出の部	科目	予算	決算	差異
		資産処分差額			
		（何）			
		その他の特別支出			
		災害損失			
		過年度修正額			
		（何）			
		特別支出計			
	特別収支差額				
〔予備費〕			（　　）		
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計			△	△	
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					

（参考）

事業活動収入計			
事業活動支出計			

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

３　予算の欄の予備費の項の（　）内には、予備費の使用額を記載し、（　）外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第三号様式（第38条関係）

資　金　収　支　計　算　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
実験実習料収入			
施設設備資金収入			
（何）			
手数料収入			
入学検定料収入			
試験料収入			
証明手数料収入			
（何）			
寄付金収入			
特別寄付金収入			
一般寄付金収入			
補助金収入			
国庫補助金収入			
地方公共団体補助金収入			
（何）			
資産売却収入			
施設売却収入			
設備売却収入			
有価証券売却収入			
（何）			
付随事業・収益事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
収益事業収入			

（何）			
受取利息・配当金収入			
第３号基本金引当特定資産運用収入			
その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
（何）			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
（何）			
その他の収入			
第２号基本金引当特定資産取崩収入			
第３号基本金引当特定資産取崩収入			
（何）引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
（何）			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
（何）	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			

支出の部			
科　　目	予　　算	決　　算	差　　異
人件費支出			
教員人件費支出			
職員人件費支出			
役員報酬支出			
退職金支出			
（何）			
教育研究経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
奨学費支出			
（何）			
管理経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
（何）			
借入金等利息支出			
借入金利息支出			
学校債利息支出			
借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
（何）			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
管理用機器備品支出			

図書支出			
車両支出			
ソフトウエア支出			
（何）			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第２号基本金引当特定資産繰入支出			
第３号基本金引当特定資産繰入支出			
（何）引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
（何）			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
（何）			
〔予備費〕	（　　）		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
（何）	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

３　予算の欄の予備費の項の（　）内には、予備費の使用額を記載し、（　）外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第四号様式中「第14条の２」を「第39条」に改める。

第五号様式から第八号様式までを次のように改める。

第五号様式（第42条関係）

固定資産明細書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

科目		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地							
	建物							
	構築物							
	教育研究用機器備品							
	管理用機器備品							
	図書							
	車両							
	建設仮勘定							
	（何）							
	計							
特定資産	第２号基本金引当特定資産							
	第３号基本金引当特定資産							
	（何）引当特定資産							
	計							
その他の固定資産	借地権							
	電話加入権							
	施設利用権							
	ソフトウエア							
	有価証券							
	収益事業元入金							
	長期貸付金							
	（何）							
	計							
合計								

（注）１　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

３　期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。

４　贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1／100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

第六号様式（第42条関係）

借　入　金　明　細　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	計						
短期借入金	公的金融機関						
	市中金融機関						
	その他						
	小計						
	返済期限が１年以内の長期借入金						
	計						
合計							

（注）１　摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

第七号様式（第42条関係）

基　本　金　明　細　書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

事項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第１号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
（何）				
計				
当期取崩対象額				
（何）	△	△		
計	△	△		
当期組入額（又は当期取崩額）				
当期末残高				
第２号基本金				
前期繰越高	―――		―――	
当期組入対象額				
（何）	―――		―――	
計	―――		―――	
当期取崩対象額				
（何）	―――	△	―――	
計	―――	△	―――	
当期組入額（又は当期取崩額）	―――		―――	
当期末残高	―――		―――	
第３号基本金				
前期繰越高	―――		―――	
当期組入対象額				
（何）	―――		―――	
計	―――		―――	
当期取崩対象額				
（何）	―――	△	―――	
計	―――	△	―――	
当期組入額（又は当期取崩額）	―――		―――	
当期末残高	―――		―――	
第４号基本金				
前期繰越高				
当期組入対象額				
当期取崩対象額	△	△		
当期組入額（又は当期取崩額）				
当期末残高				

合　　計					
前期繰越高	―――				
当期組入額	―――				
当期取崩額	―――	△			
当期末残高	―――				

（注）１　この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。
２　当期組入対象額及び当期取崩対象額については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第１号基本金については、資産の種類により一括して記載する。
３　要組入高の欄には、第１号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第４号基本金にあつては第１３条第１項第４号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。
４　未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

備考

第２号基本金及び第３号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画集計表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

様式第一

第２号基本金の組入れに係る計画集計表

（単位　円）

番号	計画の名称	第２号基本金当期末残高
計		

様式第二

第３号基本金の組入れに係る計画集計表

（単位　円）

番号	基金の名称	第３号基本金引当特定資産運用収入	第３号基本金当期末残高
計			

第八号様式（第47条関係）

財　産　目　録

年　月　日現在　　（単位　円）

科　　目	年　度　末
一　資産額	
（一）基本財産	
１　土地	円
(1)　校地	○○　㎡　円
２　建物	円
(1)　校舎	○○　㎡　円
３　教育研究用機器備品	○○　点　円
４　図書	○○　冊　円
（二）運用財産	
１　現金預金	円
(1)　現金	円
(2)　普通預金	円
２　積立金	円
(1)　(何)引当特定資産	円
３　有価証券	円
(1)　利付国債	円
（三）収益事業会計資産	
合　　計	円
二　負債額	
（一）固定負債	
１　長期借入金	円
２　学校債	円
３　長期未払金	円
４　退職給与引当金	円
（二）流動負債	
１　短期借入金	円
２　未払金	円
３　前受金	円
（三）収益事業会計負債	
合　　計	円

（注）１　基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
２　運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
３　収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
４　固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
５　流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
６　収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

第九号様式及び第十号様式を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の学校法人会計基準の規定は、令和七年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。）及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用し、令和六年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（私立学校法施行規則の一部改正）

第三条　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の内容） **第三十四条**　［略］ 一～三　［略］ 四　第二号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録（第二十四条に規定する貸借対照表に対応する項目を除く。）の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 五・六　［略］ 2　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一～三　［略］ （最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法） **第五十二条**　令第三条第一項第一号及び令第四条第一項第一号の収益の額は、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書の決算の項の事業活動収入計欄に計上した額（同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額）と学校法人会計基準第三条第一項に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。	（会計監査報告の内容） **第三十四条**　［同上］ 一～三　［同上］ ［号を加える。］ 四・五　［同上］ 2　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一～三　［同上］ （最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法） **第五十二条**　令第三条第一項第一号及び令第四条第一項第一号の収益の額は、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第四条第二号に規定する事業活動収支計算書の決算の項の事業活動収入計欄に計上した額（同項中収益事業収入欄及び特別収入計欄に計上した額がある場合は、これらの額を控除した額）と学校法人会計基準第三条に規定する収益事業会計に経常的な収益の額として計上した額の合計額とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十二条　協力学校法人は、法第二十条第十一項の規定により収支予算の認可を受けようとするときは、協力地方公共団体の長が定める期日までに、資金収支予算書及び事業活動収支予算書を作成し、協力地方公共団体の長に提出しなければならない。 2　学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）別表第二及び別表第三の規定は、前項の資金収支予算書及び事業活動収支予算書に記載する科目について準用する。この場合において、同令別表第二中「地方公共団体補助金」とあるのは「協力地方公共団体補助金」と、その他の地方公共団体補助金」と、	**第十二条**　協力学校法人は、法第二十条第十一項の規定により収支予算の認可を受けようとするときは、協力地方公共団体の長が定める期日までに、資金収支予算書及び消費収支予算書を作成し、協力地方公共団体の長に提出しなければならない。 2　学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）別表第一及び別表第二の規定は、前項の資金収支予算書及び消費収支予算書に記載する科目について準用する。この場合において、同令別表第一中「地方公共団体補助金収入」とあるのは「協力地方公共団体補助金収入」とあるのは　その他の地方公共団体補助金収入」

同令別表第三中「地方公共団体補助金収入」とあるのは「協力地方公共団体補助金収入　その他の地方公共団体補助金収入」と読み替えるものとする。

第十三条　法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人に対する学校法人会計基準の規定の適用については、同令別表第二中「地方公共団体補助金」とあるのは「協力地方公共団体補助金　その他の地方公共団体補助金」と、同令別表第三中「地方公共団体補助金収入」とあるのは「協力地方公共団体補助金収入　その他の地方公共団体補助金収入」と、同令第二号様式中

地方公共団体補助金

とあるのは

協力地方公共団体補助金
その他の地方公共団体補助金

と、同令第三号様式中

地方公共団体補助金収入

とあるのは

協力地方公共団体補助金収入	
その他の地方公共団体補助金収入	

と、同令第四号様式中

地方公共団体補助金

とあるのは

協力地方公共団体補助金	
その他の地方公共団体補助金	

とする。

同令別表第二中「地方公共団体補助金」とあるのは「協力地方公共団体補助金　その他の地方公共団体補助金」と読み替えるものとする。

第十三条　学校法人会計基準の規定は、法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人について準用する。この場合において、同令第一条第一項中「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十三項において読み替えて準用する私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する協力学校法人」と、同令別表第一中「地方公共団体補助金収入」とあるのは「協力地方公共団体補助金収入　その他の地方公共団体補助金収入」と、同令別表第二中「地方公共団体補助金」とあるのは「協力地方公共団体補助金　その他の地方公共団体補助金」と、同令第一号様式中

地方公共団体補助金収入

とあるのは

協力地方公共団体補助金収入
その他の地方公共団体補助金収入

と、同令第二号様式中

地方公共団体補助金収入

とあるのは

協力地方公共団体補助金収入	
その他の地方公共団体補助金収入	

と、同令第四号様式中

地方公共団体補助金

とあるのは

協力地方公共団体補助金	
その他の地方公共団体補助金	

と、同令第五号様式中

地方公共団体補助金

とあるのは

協力地方公共団体補助金	
その他の地方公共団体補助金	

と読み替えるものとする。

（有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年文部科学省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） **第一条**　私立学校法（以下「法」という。）第百三条第二項の規定により有価証券発行学校法人が作成しなければならない計算書類のうち財務諸表の用語、様式及び作成方法については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 （定義） **第二条**　この省令において「有価証券発行学校法人」とは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（法第三条に規定する学校法人及び法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下同じ。）であって、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する募集又は同条第四項に規定する売出しを行うものをいう。 2　この省令において「財務諸表」とは、法第百三条第二項に規定する計算書類のうち貸借対照表及び収支計算書（損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に限る。）をいう。 3～5　［略］ 6　前項に規定する「会社等の意思決定機関を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。 一　［略］ 二　会社等の議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 イ～ハ　［略］ ニ　当該会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び第十一項において同じ。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。同項において同じ。）。 ホ　［略］ 三　［略］ 7～11　［略］ 12　この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。 一～六　［略］ 七　職員のための企業年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）	（適用の一般原則） **第一条**　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により有価証券発行学校法人が作成しなければならない書類のうち財務諸表の用語、様式及び作成方法については、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 （定義） **第二条**　この省令において「有価証券発行学校法人」とは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（法第三条に規定する学校法人及び法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）であって、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する募集又は売出しを行うものをいう。 2　この省令において「財務諸表」とは、法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表及び収支計算書（損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に限る。）をいう。 3～5　［同上］ 6　前項に規定する「会社等の意思決定機関を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。 一　［同上］ 二　会社等の議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 イ～ハ　［同上］ ニ　当該会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第十一項において同じ。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。第十一項において同じ。）。 ホ　［同上］ 三　［同上］ 7～11　［同上］ 12　この省令において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。 一～六　［同上］ 七　職員（校長及び教員を含む。以下同じ。）のための適格退職年金等（有価証券発行学校法人と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

13　［略］

14　この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。同章において同じ。）であって第三十六条に規定する流動資産に属するものをいう。

15～17　［略］

（繰延資産の範囲）

第三十三条　学校債発行費（学校債（有価証券発行学校法人が行う消費貸借契約による借入をいう。以下同じ。）のために支出した費用をいう。）及び開設費（学校（法第百五十二条第三項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人にあっては当該専修学校又は各種学校を含み、同条第五項に規定する法人にあっては専修学校又は各種学校とする。第五十五条第一項において同じ。）の開設準備のために支出した費用をいう。）は、繰延資産に属するものとする。

（収益事業の注記）

第五十一条　収益事業（有価証券発行学校法人が法第十九条第一項の規定により行う収益を目的とする事業をいう。以下同じ。）に係る固有の資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表の科目別に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（基本金に関する注記）

第五十二条　学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十二条に規定する基本金については、貸借対照表日における合計額を注記しなければならない。

（事業収益又は事業費用の範囲）

第五十五条　教育研究・附属事業収益又は教育研究・附属事業費用は、教育研究事業（有価証券発行学校法人が設置する学校の事業をいう。第六十条において同じ。）及び附属事業（病院、農場その他の有価証券発行学校法人が設置する学校の附属施設及び附属機関の事業をいう。同条において同じ。）の事業活動から生じる収益又は費用とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］

13　［同上］

14　この省令において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。以下第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な有価証券等の投資をいう。以下同章において同じ。）であって第三十六条により規定する流動資産に属するものをいう。

15～17　［同上］

（繰延資産の範囲）

第三十三条　学校債発行費（学校債（有価証券発行学校法人が行う消費貸借契約による借入をいう。以下同じ。）のために支出した費用をいう。）及び開設費（学校の開設準備のために支出した費用をいう。）は、繰延資産に属するものとする。

（収益事業の注記）

第五十一条　収益事業（有価証券発行学校法人が寄附行為に定めて行う収益事業をいう。以下同じ。）に係る固有の資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表の科目別に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（基本金に関する注記）

第五十二条　学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十九条に規定する基本金については、貸借対照表日における合計額を注記しなければならない。

（事業収益又は事業費用の範囲）

第五十五条　教育研究・附属事業収益又は教育研究・附属事業費用は、教育研究事業（有価証券発行学校法人が設置する学校（法第六十四条第二項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人にあっては当該専修学校又は当該各種学校を含み、同条第四項に規定する法人にあっては専修学校又は各種学校とする。以下この項において同じ。）の事業をいう。第六十条において同じ。）及び附属事業（病院、農場その他の有価証券発行学校法人が設置する学校の附属施設及び附属機関の事業をいう。同条において同じ。）の事業活動から生じる収益又は費用とする。

2　［同上］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ　大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十八条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零以上であること。

ロ　大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあっては、これに準ずるもの）が零以上であること。

(1)　学校法人会計基準別表第一に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であって運用資産に準ずるもの

(2)　学校法人会計基準別表第一に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、１年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であって外部負債に準ずるもの

ハ　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○文部科学省令第二十九号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項及び第四項並びに同法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、私立学校振興助成法施行規則を次のように定める。

令和六年九月三十日

文部科学大臣　盛山　正仁

私立学校振興助成法施行規則

（監査報告の作成）

第一条　私立学校振興助成法（以下「法」という。）第十四条第三項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

２　法第十四条第二項の監査を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び次条第四号において同じ。）又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、公認会計士又は監査法人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該学校法人の理事、監事及び職員

二　その他公認会計士又は監査法人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（所轄庁への提出書類）

第二条　法第十四条第四項の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一　事業活動収支内訳表

二　資金収支内訳表

三　人件費支出内訳表

四　人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

（事業活動収支内訳表の記載方法等）

第三条　前条第一号に掲げる事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書（学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書をいう。）に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

一　学校法人（次号から第五号までに掲げるものを除く。）

二　各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。）

三　研究所

四　各病院

五　農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

２　事業活動収支内訳表の様式は、第一号様式のとおりとする。

（資金収支内訳表の記載方法等）

第四条　第二条第二号に掲げる資金収支内訳表には、資金収支計算書（学校法人会計基準第十六条第二号ロに掲げる資金収支計算書をいう。次条第一項及び附則第四条第四項において同じ。）に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を前条第一項に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

２　前条第一項第二号に掲げる部門の記載に当たっては、二以上の学部を置く大学にあっては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあっては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあっては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載しなければならない。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

３　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4　通信による教育を行う大学に係る第二項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

5　資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

（人件費支出内訳表の記載方法等）

第五条　第二条第三号に掲げる人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を第三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。

3　人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の規定は、この省令の施行の日以後に開始する会計年度に係る法第十四条第一項（法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の補助金の交付を受ける学校法人（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等（法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等をいう。以下同じ。）及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。以下この条において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に開始した会計年度に係る法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第三条　この省令の規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含むものとする。

2　学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人に係る第一条及び第二条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	第十四条第三項	附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により適用する法第十四条第三項
第一条第二項	第十四条第二項	附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項
第二条	第十四条第四項	附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第四項
	所轄庁	都道府県知事

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の特別の会計に係る書類の作成方法等）

第四条　学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等は、法附則第二条第三項の規定による特別の会計について、学校法人会計基準の規定に従い、会計処理を行い、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書を作成しなければならない。

2　法附則第二条の二第一項の社会福祉法人は、同条第三項の規定による特別の会計について、学校法人会計基準の規定又は一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書を作成しなければならない。

3　前二項の規定の適用がある場合における学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人に係る学校法人会計基準の規定の適用については、同令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第二項	法第百五十二条第五項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。	私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等であつて同条第三項の規定による特別の会計の経理をするもの及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人であつて同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものを含む。第四項、第五項、第四章及び第六章を除き、
	会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録	計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書
第六条第一項	法第百二条第一項の規定により学校法人が作成すべき	私立学校振興助成法附則第二条第三項又は第二条の二第三項の規定による特別の会計に係る
第八条第二項	定額法	定額法又は定率法
第十三条第一項第一号	設立当初に取得した	私立学校振興助成法附則第二条第三項又は第二条の二第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた
第十六条及び第四十一条第一項	法第百三条第二項	私立学校振興助成法附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項
第四十八条	都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）	学校法人
第四十九条、第五十条、別表第一、別表第二及び別表第三	会計監査人非設置知事所轄学校法人	学校法人

4　法附則第二条第二項又は第三条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定が初めて適用される学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人については、法附則第二条第二項又は第三条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定が初めて適用される会計年度における会計処理（資金収支計算に係るものを除く。）並びに貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書を除く。）並びにこれらの附属明細書並びに事業活動収支内訳表の作成は、なお従前の例によることができる。

5　学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人が前項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第一項又は第二項の規定により適用する学校法人会計基準第七条及び第三項の規定により読み替えて適用する同令第八条第二項の規定によらないことができる。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第五条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2　私立学校振興助成法施行規則（令和六年文部科学省令第二十九号）第二条、第三条、第四条第一項及び第五項並びに第五条第一項及び第三項の規定は、法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人について準用する。この場合において、同令第二条中「法第十四条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第十三項において準用する私立学校振興助成法第十四条第四項本文」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同令第一号様式中

地方公共団体補助金					

とあるのは

協力地方公共団体補助金					
その他の地方公共団体補助金					

と、同令第二号様式中

地方公共団体補助金収入

とあるのは

協力地方公共団体補助金収入					
その他の地方公共団体補助金収入					

と読み替えるものとする。

第一号様式（第３条関係）

事業活動収支内訳表

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

科目＼部門	学校法人	（何）大学	（何）幼稚園	研究所	（何）病院	総額
事業活動収入の部						
学生生徒等納付金						
授業料						
入学金						
実験実習料						
施設設備資金						
（何）						
手数料						
入学検定料						
試験料						
証明手数料						
（何）						
寄付金						
特別寄付金						
一般寄付金						
現物寄付						
経常費等補助金						
国庫補助金						
地方公共団体補助金						
（何）						
付随事業収入						
補助活動収入						
附属事業収入						
受託事業収入						
（何）						
雑収入						
施設設備利用料						
廃品売却収入						
（何）						
教育活動収入計						
教育活動収支						
人件費						
教員人件費						
職員人件費						
役員報酬						
退職給与引当金繰入額						
退職金						

事業活動支出の部	（何）									
	教育研究経費									
	消耗品費									
	光熱水費									
	旅費交通費									
	奨学費									
	減価償却額									
	（何）									
	管理経費									
	消耗品費									
	光熱水費									
	旅費交通費									
	減価償却額									
	（何）									
	徴収不能額等									
	徴収不能引当金繰入額									
	徴収不能額									
	教育活動支出計									
教育活動収支差額										
教育活動外収支 事業活動収入の部	受取利息・配当金									
	第３号基本金引当特定資産運用収入									
	その他の受取利息・配当金									
	その他の教育活動外収入									
	収益事業収入									
	（何）									
	教育活動外収入計									
事業活動支出の部	借入金等利息									
	借入金利息									
	学校債利息									
	その他の教育活動外支出									
	（何）									
	教育活動外支出計									
教育活動外収支差額										
経常収支差額										
特別収支 事業活動収入の部	資産売却差額									
	（何）									
	その他の特別収入									
	施設設備寄付金									
	現物寄付									
	施設設備補助金									
	過年度修正額									
	（何）									
	特別収入計									
事業活動支出の部	資産処分差額									
	（何）									
	その他の特別支出									
	災害損失									
	過年度修正額									
	（何）									
	特別支出計									
特別収支差額										
基本金組入前当年度収支差額										
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△	△		
当年度収支差額										
（参考）										
事業活動収入計										
事業活動支出計										

（注）１　学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

３　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

４　どの部門の事業活動収入又は事業活動支出であるか明らかでない事業活動収入又は事業活動支出は、教員数又は在籍者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第二号様式（第４条関係）

資　金　収　支　内　訳　表

年　月　日から
年　月　日まで

収　入　の　部

（単位　円）

科目＼部門	学校法人	（何）大学				（何）幼稚園	研究所	（何）病院		総額
		（何）学部			計					
学生生徒等納付金収入										
授業料収入										
入学金収入										
実験実習料収入										
施設設備資金収入										
（何）										
手数料収入										
入学検定料収入										
試験料収入										
証明手数料収入										
（何）										
寄付金収入										
特別寄付金収入										
一般寄付金収入										
補助金収入										
国庫補助金収入										
地方公共団体補助金収入										
（何）										
資産売却収入										
施設売却収入										
設備売却収入										
有価証券売却収入										
（何）										
付随事業・収益事業収入										
補助活動収入										
附属事業収入										
受託事業収入										
収益事業収入										
（何）										
受取利息・配当金収入										
第３号基本金引当特定資産運用収入										
その他の受取利息・配当金収入										
雑収入										
施設設備利用料収入										
廃品売却収入										
（何）										
借入金等収入										
長期借入金収入										
短期借入金収入										
学校債収入										
計										

支　出　の　部

（単位　円）

科目＼部門	学校法人	（何）大学				（何）幼稚園	研究所	（何）病院		総額
		（何）学部			計					
人件費支出										
教員人件費支出										
職員人件費支出										
役員報酬支出										
退職金支出										
（何）										
教育研究経費支出										
消耗品費支出										
光熱水費支出										
旅費交通費支出										
奨学費支出										
（何）										

管理経費支出													
消耗品費支出													
光熱水費支出													
旅費交通費支出													
（何）													
借入金等利息支出													
借入金利息支出													
学校債利息支出													
借入金等返済支出													
借入金返済支出													
学校債返済支出													
施設関係支出													
土地支出													
建物支出													
構築物支出													
建設仮勘定支出													
（何）													
設備関係支出													
教育研究用機器備品支出													
管理用機器備品支出													
図書支出													
車両支出													
ソフトウェア支出													
（何）													
計													

（注）１　学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

２　この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

３　この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

４　どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第三号様式（第５条関係）

人　件　費　支　出　内　訳　表

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

科目＼部門	学校法人	（何）大学			（何）幼稚園	研究所	（何）病院		総額
		（何）学部		計					
教員人件費支出									
本務教員									
本俸									
期末手当									
その他の手当									
所定福利費									
（何）									
兼務教員									
職員人件費支出									
本務職員									
本俸									
期末手当									
その他の手当									
所定福利費									
（何）									
兼務職員									
役員報酬支出									
退職金支出									
教　員									
職　員									
（何）									
計									

（注）１　学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。

２　どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

○厚生労働省令第百三十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（人事調査官、調査官、人事企画官及び人材確保対策官）	（人事調査官、調査官及び人事企画官）
第二条　人事課に、人事調査官、調査官、人事企画官及び人材確保対策官それぞれ一人を置く。	**第二条**　人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。
2～4　（略）	2～4　（略）
5　人材確保対策官は、命を受けて、職員の確保に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	（新設）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） 2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額	**附　則** （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） 2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　次のイからヘまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
イ　前号イに該当する事業主　定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額（当該定額制訓練を受けた被保険者一人につき、当該額を当該定額制訓練の期間の月数（当該月数が十二月を超えるときは、十二月。以下このイにおいて同じ。）で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該定額制訓練の期間の月数を乗じて得た額）	イ　前号イに該当する事業主　定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、百分の七十五）の額
ロ～ヘ　（略）	ロ～ヘ　（略）
3～6　（略）	3～6　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第三十四条第二項第一号イ(1)の職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出した定額制訓練を実施する事業主に対する人への投資促進コース助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百三十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一条の二並びに第十二条第一項及び第二項の規定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第八項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣　武見　敬三

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百五条の四第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十三条の十第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十四条の二第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十三条の三第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の三十三第一項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十五条の二第一項又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十条の四第一項の規定により委託を受けて行う電子資格確認（健康保険法第三条第十三項、船員保険法第二条第十二項、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第五項、国家公務員共済組合法第五十五条第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第三十六条第三項、地方公務員等共済組合法第五十七条第一項、高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項又は生活保護法第三十四条第六項に規定する電子資格確認をいう。）の事務	（新設）

二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務	
三　市町村又は特別区が被保険者（介護保険法第九条の規定による介護保険の被保険者をいう。以下この号において同じ。）の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために行う、被保険者、介護サービス事業者（介護保険法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務	
四　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第十七条の二第一項の産後ケア事業の対象者に係る確認に関する事務	
（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。	（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第八条**　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
健康保険法第七十七条第三項に規定する診療等関連情報	（略）
（略）	（略）
高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報	（略）
介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報	（略）
（略）	（略）

2　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等とする。

厚生労働省令で定める情報	厚生労働省令で定める者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十七条第三項に規定する診療等関連情報	（略）
（略）	（略）
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報	（略）
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報	（略）
（略）	（略）

（新設）

3　法第十二条第一項の保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものは、第一項の表の下欄に掲げる者が社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し提供した医療保険被保険者番号等（法第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したものとする。

4　法第十二条第二項の厚生労働省令で定める事務は、前条第一号に掲げる事務とする。（法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるもの等）

第二十四条の二　法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第二十七条において同じ。）とする。

2　（略）

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支援給付に係る厚生労働省令等の適用） **第十八条の七**　法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～三　（略）	（支援給付に係る厚生労働省令等の適用） **第十八条の七**　法第十四条第一項の支援給付（平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～三　（略）

四　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の規定の適用については、同令第七条の二第一号中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。）」と、「第三十四条第六項」とあるのは「第三十四条第六項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と、同令第八条第二項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」とする。	（新設）
五～十　（略）	四～九　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○農林水産省令第五十号

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の規定に基づき、並びに同法及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第二百七十九号）を実施するため、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則

（法第二条第一項の農林水産省令で定めるもの）

第一条　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定めるものは、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物とする。

（法第二条第五項の農林水産省令で定める措置）

第二条　法第二条第五項の農林水産省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　株式交換
二　株式移転
三　株式交付
四　事業又は資産の譲渡又は譲受け
五　他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
六　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該開発供給事業者（開発供給事業を行う者をいう。次項において同じ。）の関係事業者でなくなる場合に限る。）
七　有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
八　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

2　前項の「関係事業者」とは、開発供給事業者がその経営を実質的に支配していると認められる事業者として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該開発供給事業者が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者
二　次のイ又はロに該当し、かつ、当該開発供給事業者の役員又は従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者
イ　当該開発供給事業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。
ロ　当該開発供給事業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。
三　当該開発供給事業者の子会社（前二号の事業者をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は当該開発供給事業者及びその子会社が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者
四　次のイ又はロに該当し、かつ、当該開発供給事業者の子会社又は当該開発供給事業者及びその子会社の役員又は従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者
イ　当該開発供給事業者の子会社又は当該開発供給事業者及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。
ロ　当該開発供給事業者の子会社又は当該開発供給事業者及びその子会社が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。

（生産方式革新実施計画の認定の申請）

第三条　法第七条第一項の規定により生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等（法第二条第二項に規定する農業者等をいう。以下同じ。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　生産方式革新実施計画

二　当該生産方式革新実施計画に法第七条第三項に規定する措置に関する事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該法第七条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者（以下この号及び第八条において「促進事業者」という。）が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

ロ　促進事業者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

ハ　促進事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

ニ　促進事業者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この項及び第十一条第二項第五号において「許認可等」という。）を必要とする事業を行う場合にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

三　当該生産方式革新実施計画に法第七条第四項第一号又は第二号に定める事項（施設の導入に限る。）を記載する場合にあっては、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面

四　当該生産方式革新実施計画に法第七条第七項に規定する措置を記載する場合にあっては、次に掲げる書類（当該記載に係る農作物栽培高度化施設（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第二項に規定する農作物栽培高度化施設をいう。）の底面とするために既存の施設の底面をコンクリートその他これに類するもので覆う場合にあっては、ニに掲げる図面を除く。）

イ　当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

ロ　土地の登記事項証明書

ハ　当該措置に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第八十八条の三第四号において掲げる標識の位置を示す図面

ニ　当該措置に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農地法施行規則第八十八条の二第二項第四号の規定に基づき農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面

ホ　農作物の栽培の時期、生産量、主たる販売先及び当該措置に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画

ヘ　次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面

(1)　当該措置に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

(2)　周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、当該措置に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

ト　次に掲げる区分に応じ、当該措置に係る施設の設置についてそれぞれ次に定める者の同意があったことを証する書面

(1)　当該措置に係る施設から生ずる排水を河川又は用排水路に放流する場合　当該河川又は用排水路の管理者

(2)　当該措置に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合　当該土地の所有権を有する者

チ　当該措置に係る施設の設置に当たって、行政庁の許認可等を必要とする場合には、当該行政庁の許認可等を受けていること又は受ける見込みがあることを証する書面

リ　イからチまでに掲げるもののほか、当該措置に係る施設が農地法施行規則第八十八条の三第二号ロに掲げるその他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生ずるおそれがある場合において、当該支障が生じないことを証する書類

３　法第七条第一項の代表者は、一名とする。

（生産方式革新事業活動等の用に供する設備等の整備に関して生産方式革新実施計画に記載すべき事項）

第四条　法第七条第四項第一号ロの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　生産方式革新事業活動の用に供する施設の存する土地の所在、地番、地目及び面積

二　生産方式革新実施計画に法第七条第七項に規定する措置を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該措置に係る土地の所有者の氏名又は名称

ロ　当該措置に係る施設の面積、高さ、軒の高さ及び構造

ハ　当該措置に係る施設を設置する時期

第五条　法第七条第四項第二号ハの農林水産省令で定める事項は、同条第三項に規定する措置の用に供する施設の存する土地の所在、地番、地目及び面積とする。

（産地連携野菜供給契約）

第六条　法第七条第八項の指定野菜の供給に係る契約は、書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該契約の対象となる指定野菜の種別

二　前号の種別に属する指定野菜の農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。次号及び次条において同じ。）ごとの供給の期間

三　前号の期間内に農業者等が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者に供給しようとする指定野菜（次号及び第五号において「対象野菜」という。）の数量

四　対象野菜の価格に関する事項

五　対象野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項

六　その他必要な事項

（指定野菜を生産する農業者等の作付面積の合計面積）

第七条　法第七条第八項の農林水産省令で定める面積は、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第六条に規定する面積に当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者等の数を乗じた面積とする。

（生産方式革新実施計画の概要の公表）

第八条　農林水産大臣は、法第七条第一項又は第八条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた農業者等（当該認定に係る生産方式革新実施計画に法第七条第三項に規定する措置に関する事項が含まれる場合にあっては、当該認定を受けた農業者等及び当該措置を行う促進事業者）の名称及び当該認定に係る生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動（同項に定める措置を含む。次条第二項第一号及び第十条において同じ。）の概要を公表するものとする。

（生産方式革新実施計画の変更の認定の申請）

第九条　法第八条第一項の規定により生産方式革新実施計画の変更の認定を受けようとする農業者等は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の生産方式革新実施計画及び変更前の生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動の実施状況を記載した書類

二　第三条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

（生産方式革新実施計画の軽微な変更）

第十条　法第八条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び住所の変更

二　生産方式革新事業活動の実施期間の六月以内の変更

三　生産方式革新事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更（第三条第二項第四号ホに係るものを含む。）であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四　前三号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の生産方式革新実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと農林水産大臣が認める変更

（開発供給実施計画の認定の申請）

第十一条　法第十三条第一項の規定により開発供給実施計画の認定を受けようとする者は、氏名及び住所を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　開発供給実施計画

二　当該申請をしようとする者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面

三　当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四　当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五　開発供給事業の実施に際して他の法令に基づく行政庁の許認可等を必要とする場合にあっては、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

六　当該開発供給実施計画に法第十三条第三項第一号に定める事項を記載する場合にあっては、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面

３　法第十三条第一項の代表者は、一名とする。

（開発供給事業の用に供する設備等の整備に関して開発供給実施計画に記載すべき事項）

第十二条　法第十三条第三項第一号ロの農林水産省令で定める事項は、開発供給事業の用に供する施設の在する土地の所在、地番、地目及び面積とする。

（研究機構の研究開発設備等）

第十三条　法第十三条第三項第四号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

一　スマート農業技術（法第二条第一項に規定するスマート農業技術をいう。）が組み込まれた農業機械等（同項に規定する農業機械等をいう。）

二　スマート農業技術等（法第二条第五項に規定するスマート農業技術等をいう。）の開発に用いる設備等（法第七条第四項第一号に規定する設備等をいう。次号において同じ。）及びほ場

三　前二号に掲げる農業機械等並びに設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

（開発供給実施計画の概要の公表）

第十四条　農林水産大臣は、法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた者の名称及び当該認定に係る開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業の概要を公表するものとする。

（開発供給実施計画の変更の認定の申請）

第十五条　法第十四条第一項の規定により開発供給実施計画の変更の認定を受けようとする者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　変更後の開発供給実施計画及び変更前の開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業の実施状況を記載した書類

二　第十一条第二項第二号から第六号までに掲げる書類

（開発供給実施計画の軽微な変更）

第十六条　法第十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び住所の変更

二　開発供給事業の実施期間の六月以内の変更

三　開発供給事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四　前三号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の開発供給実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと農林水産大臣が認める変更

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十七条　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第二条第一項又は第三条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第二条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第三条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定開発供給事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

（確認書の交付）

第十八条　農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があった場合において、申請人が法第十六条第一項又は第二項に規定する認定開発供給事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

（権限の委任）

第十九条　法第七条第一項、同条第五項及び第七項から第九項まで（これらの規定を法第八条第六項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第五項まで並びに第二十一条（認定生産方式革新事業者に係る部分に限る。）の規定による農林水産大臣の権限は、法第七条第一項の規定により生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等（共同して認定を受けようとする場合にあっては、当該農業者等の代表者）又は同項の認定を受けた農業者等（共同して認定を受けた場合にあっては、当該農業者等の代表者）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

（種苗法施行規則の一部改正）

第二条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
（願書の記載事項等） **第五条**　（略） ２　（略） ３　法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） 十一　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十六条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則（令和六年農林水産省令第五十号）第十八条の確認書の番号 ４　（略） （登録料の額等） **第十九条**　（略） ２～８　（略） ９　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十六条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則第十八条の確認書の番号を記載しなければならない。	（願書の記載事項等） **第五条**　（略） ２　（略） ３　法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～十　（略） （新設） ４　（略） （登録料の額等） **第十九条**　（略） ２～８　（略） （新設）

別記様式第十号を次のように改める。

様式第十号（第十九条関係）

品　種　登　録　料　納　付　書

年　月　日

農林水産大臣　殿

納付者
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第45条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。

記

１　品種登録の番号　第　　号

２　品種登録の年月日　　年　　月　　日

３　農林水産植物の種類

４　登録品種の名称

５　納付年及び金額
　納付年　第　　年目
　金額＿＿＿＿＿＿円

□　他法律の規定による登録料の特例規定の適用
　法律名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　確認書の番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　種苗法第45条第７項及び第８項の規定による追納
　金額＿＿＿＿＿＿円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

（備考）

１　５については、以下のとおり記載する。

(1) 他法律の規定により登録料の軽減を受けようとする場合には、「□　他法律の規定による登録料の特例規定の適用」に「レ」を付す。なお、登録料の特例規定がある他法律は次のとおりとなる。

・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第13条第２項

・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第12条第２項

・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第17条第２項

・福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第65条第３項

・花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第13条第２項

・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）第42条第２項

・農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）第16条第２項

(2) 種苗法第45条第７項及び第８項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「□　種苗法第45条第７項及び第８項の規定による追納」に「レ」を付す。なお、(1)により登録料の軽減を受けようとする場合には、当該軽減後の登録料と同額の割増登録料を記載する。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産） **第一条**　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第一号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものを除く。）及び同項第二号から第四号までに掲げる業務並びにこれらに係る同項第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項及び同条第三項に規定する業務並びに同条第四項に規定する業務（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務に係る部分であって、農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものを除く。）（以下「農業・食品産業技術研究等業務」という。）並びに同条第一項第一号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）及びこれに係る同項第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十七条に規定する業務に係る部分であって、農機具及び農機具を使用した農作業を効率的	（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産） **第一条**　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第一号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものを除く。）及び同項第二号から第四号までに掲げる業務並びにこれらに係る同項第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項から第四項までに規定する業務（以下「農業・食品産業技術研究等業務」という。）並びに同条第一項第一号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）及びこれに係る同項第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（農業機械化促進業務」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有するこれらの業務に係る財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十五条の五第一項

に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）（以下「農業機械化促進業務」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有するこれらの業務に係る財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十五条の五第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。

○農林水産省令第五十一号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

次の表により、農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

改正後に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官）	（技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官）
第五条　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官八十四人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。	**第五条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官七十八人、調整官九人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。
2～11　（略）	2～11　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）	（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）
第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。	**第十四条**　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官一人及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。
2～7　（略）	2～7　（略）
（米麦流通加工対策室並びに生産専門官、首席生産専門官、技術専門官及び備蓄米活用専門官）	（米麦流通加工対策室並びに生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）
第三十二条　穀物課に、米麦流通加工対策室並びに生産専門官四人、首席生産専門官一人、技術専門官一人及び備蓄米活用専門官一人を置く。	**第三十二条**　穀物課に、米麦流通加工対策室並びに生産専門官四人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。
2～6　（略）	2～6　（略）
7　備蓄米活用専門官は、穀物課の所掌事務に係る主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十九条第一項の規定に基づく主要食糧の交付に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	（新設）
（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）	（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）
第三十六条　（略）	**第三十六条**　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）
8　訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。	8　訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。
9　（略）	9　（略）
（生産資材対策室並びに生産専門官、農業支援サービス推進専門官及び肥料調整官）	（生産資材対策室並びに生産専門官及び肥料調整官）
第三十七条　技術普及課に、生産資材対策室並びに生産専門官四人、農業支援サービス推進専門官一人及び肥料調整官一人を置く。	**第三十七条**　技術普及課に、生産資材対策室並びに生産専門官四人及び肥料調整官一人を置く。

2～4　（略）

5　農業支援サービス推進専門官は、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　（略）

（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官四人及び流通飼料専門官一人を置く。

2～5　（略）

（農地集積・集約化促進室並びに経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官）

第四十八条　（略）

2～5　（略）

6　訟務官は、命を受けて、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに同法第四十五条第一項に規定する土地（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）に基づき国庫に帰属する土地のうち主に農用地として利用されている土地（以下「国庫帰属農地」という。）を含む。）、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

7　（略）

（農村整備調査官、企画官及び集落排水資源循環専門官）

第六十三条　地域整備課に、農村整備調査官、企画官及び集落排水資源循環専門官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

2～4　（略）

（新設）

5　（略）

（流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）

第四十二条　飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官三人及び流通飼料専門官一人を置く。

2～5　（略）

（農地集積・集約化促進室並びに経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官）

第四十八条　（略）

2～5　（略）

6　訟務官は、命を受けて、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに同法第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

7　（略）

（農村整備調査官及び企画官）

第六十三条　地域整備課に、農村整備調査官及び企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　集落排水資源循環専門官は、農業集落排水施設から生じた汚泥の肥料としての利用に関する情報の収集、整理及び分析、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

（地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官六十人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官七人及び輸出対策推進官七人を置く。

2　（略）

3　地方調整官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関し調整を要する重要事項に関する事務を行う。

4　持続的食料システム戦略推進官は、命を受けて、持続的な食料システムの確立に関する事務のうち地方農政局の所掌に係るものに関する企画及び立案に関する事務を総括する。

5　輸出対策推進官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括する。

（調整官、企画官、地域農政調整官及びデジタル変革推進専門官）

第百六十条　企画調整室に、調整官二人、企画官三人（東北農政局にあっては、四人）、地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）及びデジタル変革推進専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　デジタル変革推進専門官は、地方農政局の所掌事務に関するデジタル技術の活用に関する専門の事項（データのマネジメント及び活用に関するものを含む。）並びにデジタル技術を活用した事務の運営の改善及び効率化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

（地方参事官）

第百五十八条　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十四人を置く。

2　（略）

（新設）

（新設）

（調整官、企画官及び地域農政調整官）

第百六十条　企画調整室に、調整官二人、企画官三人（東北農政局にあっては、四人）及び地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）を置く。

2～4　（略）

（新設）

（生産部の所掌事務）

第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（削る。）

十～二十八　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食品アクセス推進専門官一人、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　消費者行政専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項（食品アクセス推進専門官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　食品アクセス推進専門官は、地方農政局の管轄区域内における食料の円滑な入手の確保に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4・5　（略）

（生産部に置く課）

第百八十二条　生産部に、次の五課及び農産政策調整官一人を置く。

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

環境・技術課

（生産部の所掌事務）

第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

（新設）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

十一～二十九　（略）

（消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第百八十一条　消費生活課に、消費者行政専門官二人、食育情報専門官二人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2　消費者行政専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（新設）

3・4　（略）

（生産部に置く課）

第百八十二条　生産部に、次の五課及び農産政策調整官一人を置く。

生産振興課

業務管理課

園芸特産課

畜産課

生産技術環境課

（生産振興課の所掌事務）

第百八十三条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

三　農作物の作付体系の合理化に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

四～九　（略）

（園芸特産課の所掌事務）

第百八十五条　園芸特産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　園芸農産物、工芸農産物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（畜産課の所掌事務）

第百八十六条　畜産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（環境・技術課の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（環境・技術課の所掌事務）

第百八十七条　環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　環境への負荷の低減に資する農畜産物の流通及び消費の増進に関すること。

三～八　（略）

九　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

（農政調整官）

第百八十七条の六　環境・技術課に、農政調整官一人を置く。

（生産振興課の所掌事務）

第百八十三条　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三　農作物の作付体系の合理化に関すること（生産技術環境課の所掌に属するものを除く。）。

四～九　（略）

（園芸特産課の所掌事務）

第百八十五条　園芸特産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　園芸農産物、工芸農産物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二・三　（略）

（畜産課の所掌事務）

第百八十六条　畜産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二～七　（略）

（生産技術環境課の所掌事務）

第百八十七条　生産技術環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二～七　（略）

（新設）

（農政調整官）

第百八十七条の六　生産技術環境課に、農政調整官一人を置く。

2　農政調整官は、環境・技術課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（食品企業課の所掌事務）
第百九十一条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
（削る。）
六～十一　（略）
（地域計画推進指導官、訟務官、小作官、管理官、国庫帰属農地管理官及び農地集積指導官）
第百九十七条　農地政策推進課に、地域計画推進指導官二人、訟務官二人（北陸農政局にあっては、一人）、小作官一人、管理官一人及び国庫帰属農地管理官一人を置く。
2～4　（略）
5　管理官は、地方農政局の管轄区域内における国有農地等（国庫帰属農地を除く。）の管理及び売払並びに所管換及び所属替に関する事務（訴訟に関するものを除く。）を行う。
6　国庫帰属農地管理官は、地方農政局の管轄区域内における国庫帰属農地の管理及び売払並びに所管換及び所属替に関する事務（訴訟に関するものを除く。）を行う。
7・8　（略）
（事業調整室並びに農業土木専門官、技術審査官、工事検査官、水利計画官、地域環境調整官、強靭化指導官及び技術審査専門官）
第二百十二条　（略）
2～6　（略）
7　第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部設計課に地域環境調整官一人を、東北農政局、関東農政局及び東海農政局の農村振興部設計課にそれぞれ強靭化指導官一人を、関東農政局及び北陸農政局の農村振興部設計課にそれぞれ技術審査専門官二人を置く。
8・9　（略）
10　技術審査専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。）の審査に関する事務を行う。
（中山間地域振興調整官、盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）
第二百十三条　農村計画課に、中山間地域振興調整官及び盛土対策専門官それぞれ一人を置く。
2　中山間地域振興調整官は、農村計画課の所掌事務に係る中山間地域等の振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3　（略）
4　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。
5　（略）
（削る。）
6　（略）
（集落排水資源循環専門官）
第二百二十条　地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。
2　（略）

2　農政調整官は、生産技術環境課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（食品企業課の所掌事務）
第百九十一条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。
七～十二　（略）
（地域計画推進指導官、訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）
第百九十七条　農地政策推進課に、地域計画推進指導官二人、訟務官二人（北陸農政局にあっては、一人）、小作官一人及び管理官一人を置く。
2～4　（略）
5　管理官は、地方農政局の管轄区域内における国有農地等の管理及び売払並びに所管換及び所属替に関する事務（訴訟に関するものを除く。）を行う。
（新設）
6・7　（略）
（事業調整室並びに農業土木専門官、技術審査官、工事検査官、水利計画官、地域環境調整官及び強靭化指導官）
第二百十二条　（略）
2～6　（略）
7　第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部設計課に地域環境調整官一人を、東北農政局、関東農政局及び東海農政局の農村振興部設計課にそれぞれ強靭化指導官一人を置く。
8・9　（略）
（新設）
（盛土対策専門官、土地利用指導官、中山間地域振興調整官及び農村復興指導官）
第二百十三条　農村計画課に、盛土対策専門官一人を置く。
（新設）
2　3　（略）
4　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村計画課にそれぞれ中山間地域振興調整官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。
5　（略）
6　中山間地域振興調整官は、地方農政局の管轄区域内における中山間地域等の振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（集落排水資源循環専門官）
第二百二十条　中国四国農政局の農村振興部地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。
2　（略）

（北奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十七条　（略）

2・3　（略）

4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

7　施設再編専門官は、第一項の事業によって造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～14　（略）

（利根川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十一条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の八課並びに企画情報管理官一人、施設再編専門官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、管理調整官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官一人及び施設復旧対策専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

（北奥羽土地改良調査管理事務所）

第二百六十七条　（略）

2・3　（略）

4　北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5・6　（新設）

7～13　（略）

（利根川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十一条　（略）

2・3　（略）

4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の八課並びに企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、管理調整官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人、保全整備専門官一人及び施設復旧対策専門官一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

7　施設再編専門官は、第一項の事業によって造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～21　（略）

（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十三条　（略）

2・3　（略）

4　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～13　（略）

14　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

15・16　（略）

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2・3　（略）

計画課
財産管理課
技術調整課
保全計画課
保全整備課

5・6　（略）

（新設）

7～20　（略）

（信濃川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十三条　（略）

2・3　（略）

4　信濃川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～13　（略）

（新設）

14・15　（略）

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2・3　（略）

4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～8　（略）

9　洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によって造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10～14　（略）

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
管理課

5・6　（略）

4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～8　（略）

（新設）

9～13　（略）

（南近畿土地改良調査管理事務所）

第二百七十八条　（略）

2・3　（略）

4　南近畿土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課
管理課

5・6　（略）

7　施設再編専門官は、第一項の事業によって造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～17　（略）

（四国土地改良調査管理事務所）

第二百八十一条　（略）

2・3　（略）

4　四国土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～11　（略）

12　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

13～15　（略）

（次長、地方参事官、地方調整官、持続的食料システム戦略推進官及び輸出対策推進官）

第二百八十七条　北海道農政事務所に、次長一人、地方参事官五人、地方調整官二人、持続的食料システム戦略推進官一人及び輸出対策推進官一人を置く。

2～4　（略）

5　持続的食料システム戦略推進官は、持続的な食料システムの確立に関する事務のうち北海道農政事務所の所掌に係るものに関する企画及び立案に関する事務を総括する。

（新設）

7～16　（略）

（四国土地改良調査管理事務所）

第二百八十一条　（略）

2・3　（略）

4　四国土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全計画課
保全整備課

5～11　（略）

（新設）

12～14　（略）

（次長、地方参事官及び地方調整官）

第二百八十七条　北海道農政事務所に、次長一人、地方参事官五人及び地方調整官二人を置く。

2～4　（略）

（新設）

6　輸出対策推進官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括する。

（調整官及びデジタル変革推進専門官）

第二百八十九条の二　企画調整室に、調整官二人及びデジタル変革推進専門官一人を置く。

2　（略）

3　デジタル変革推進専門官は、北海道農政事務所の所掌事務に関するデジタル技術の活用に関する専門の事項（データのマネジメント及び活用に関するものを含む。）並びにデジタル技術を活用した事務の運営の改善及び効率化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（生産支援課の所掌事務）

第二百九十九条　生産支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

十　（略）

（事業支援課の所掌事務）

第三百二条　事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（削る。）

九～十二　（略）

（消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食品アクセス推進専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

（新設）

（調整官）

第二百八十九条の二　企画調整室に、調整官二人を置く。

2　（略）

（新設）

（生産支援課の所掌事務）

第二百九十九条　生産支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（新設）

九　（略）

（事業支援課の所掌事務）

第三百二条　事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

十～十三　（略）

（消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官）

第三百十一条　消費生活課に、消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2　消費者行政専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項（食品アクセス推進専門官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　食品アクセス推進専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における食料の円滑な入手の確保に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4・5　（略）

（林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安定供給対策官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官）

第三百八十八条　経営課に、林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官五人、林業労働安全衛生指導官一人、特用林産物安定供給対策官一人、特用林産物安全推進指導官二人及び種菌検査官一人を置く。

2・3　（略）

4　特用林産対策室は、林産物（木材を除く。以下この条において同じ。）及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

5～7　（略）

8　特用林産物安定供給対策官は、林産物の食品としての安定供給の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物の食品としての安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10　（略）

2　消費者行政専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（新設）

3・4　（略）

（林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官）

第三百八十八条　経営課に、林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官五人、林業労働安全衛生指導官一人、特用林産物安全推進指導官二人及び種菌検査官一人を置く。

2・3　（略）

4　特用林産対策室は、林産物（木材を除く。）及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

5～7　（略）

（新設）

8　特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物（木材を除く。）の食品としての安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　（略）

（施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官、首席森林計画官、森林情報整備・公開調整官、森林調査技術専門官、入札契約技術企画官、事業効果分析専門官、国土強靱化推進官、森林情報利用推進官、森林情報高度化推進官、保険管理官、国際森林減少対策調整官及び海外植林指導官）

第三百九十一条　計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林情報整備・公開調整官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土強靱化推進官一人、森林情報利用推進官一人、森林情報高度化推進官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。

2　施工企画調整室は、森林資源に関する全国計画（森林整備保全事業計画を除く。第六項、第十項及び第十一項において同じ。）に関する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事の設計基準、積算基準及び施工基準並びにこれらの事業の効果に関する事務をつかさどる。

3～7　（略）

8　森林情報整備・公開調整官は、森林資源に係る情報の整備及び公開の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～17　（略）

（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官それぞれ一人を置く。

2～16　（略）

（施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官、首席森林計画官、森林調査技術専門官、入札契約技術企画官、事業効果分析専門官、国土強靱化推進官、森林情報利用推進官、森林情報高度化推進官、保険管理官、国際森林減少対策調整官及び海外植林指導官）

第三百九十一条　計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土強靱化推進官一人、森林情報利用推進官一人、森林情報高度化推進官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。

2　施工企画調整室は、森林資源に関する全国計画（森林整備保全事業計画を除く。第六項、第九項及び第十項において同じ。）に関する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事の設計基準、積算基準及び施工基準並びにこれらの事業の効果に関する事務をつかさどる。

3～7　（略）

（新設）

8～16　（略）

（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官一人、森林土木専門官一人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人及び災害査定官一人を置く。

2～16　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　（略）

2～4　（略）

5　保全課の企画官は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律に基づき国庫に帰属する土地のうち主に森林として利用されている土地の管理及び処分その他当該土地に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6～11　（略）

（設計指導官及び企画官）

第四百八十五条　北海道森林管理局の森林整備部森林整備第一課に企画官一人を、同部森林整備第二課に設計指導官二人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、東北森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、関東森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を置き、中部森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、近畿中国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、四国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、九州森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を置き、沖縄森林管理事務所の森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を置く。

2　（略）

3　森林整備課及び森林整備第一課の企画官は、国有林野の環境の改善を図る観点からの埋設物の保全その他の管理、処理並びにその他必要な情報の収集及び提供に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　（略）

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）

第四百五十三条　（略）

2～4　（略）

5　保全課の企画官は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）に基づき国庫に帰属する土地のうち主に森林として利用されている土地の管理及び処分その他当該土地に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6～11　（略）

（設計指導官及び企画官）

第四百八十五条　北海道森林管理局の森林整備部森林整備第二課に設計指導官二人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、東北森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、関東森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、中部森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を置き、近畿中国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、四国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、九州森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置く。

2　（略）

3　森林整備課の企画官は、国有林野の環境の改善を図る観点からの埋設物の保全その他の管理、処理並びにその他必要な情報の収集及び提供に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4　（略）

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、水産流通電子化推進専門官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、水産流通電子化推進専門官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

8　水産流通電子化推進専門官は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の作成又は交付の電子化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務（漁獲証明専門官及び輸出証明指導官の所掌に属するものを除く。）を行う。

9～11　（略）

（計画官、漁港防災・衛生管理専門官、海業調整官及び漁港水面施設運営権登録官）

第五百四十三条　計画・海業政策課に、計画官四人、漁港防災・衛生管理専門官一人、海業調整官一人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

2　計画官は、命を受けて、計画・海業政策課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　（略）

4　海業調整官は、水産庁の所掌に係る海業（水産物の加工又は販売を行う事業、遊漁船業、漁業の体験の機会の提供を行う事業その他の漁村又はその地先の海面その他の地先水面において当該地先水面又は当該地先水面に存在する水産資源を活用して行う事業（漁業を除く。）をいう。）の振興に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　漁港水面施設運営権登録官は、漁港水面施設運営権の登録に関する事務を行う。

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　事業課に、漁港漁場専門官八人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2　漁港漁場専門官は、命を受けて、漁港の区域に係る水産に関する施設及び漁場の整備に係る工事に関する検査に関する事務並びに事業課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3～5　（略）

（水産施設災害対策室並びに防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災技術専門官一人、災害査定官五人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2・3　（略）

（削る。）

4～7　（略）

附　則

1～3　（略）

（経営局農地政策課訟務官の所掌事務の特例）

4　農林水産省組織令附則第八条の場合における第四十八条第六項の規定の適用については、同項中「国有農地等」という。）」とあるのは、「国有農地等」という。）並びに農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等」とする。

（水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（新設）

8～10　（略）

（計画官及び漁港防災・衛生管理専門官）

第五百四十三条　計画課に、計画官四人及び漁港防災・衛生管理専門官一人を置く。

2　計画官は、命を受けて、計画課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　（略）

（新設）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　整備課に、漁港漁場専門官八人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2　漁港漁場専門官は、命を受けて、漁港の区域に係る水産に関する施設及び漁場の整備に係る工事に関する検査に関する事務並びに整備課の所掌事務に関し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3～5　（略）

（水産施設災害対策室並びに防災計画官、防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災計画官一人、防災技術専門官一人、災害査定官五人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2・3　（略）

4　防災計画官は、漁港の区域及び漁港の区域に係る海岸における防災についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5～8　（略）

附　則

1～3　（略）

（経営局農地政策課訟務官の所掌事務の特例）

4　農林水産省組織令附則第八条の場合における第四十八条第六項の規定の適用については、同項中「という。）」とあるのは、「という。）並びに農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等」とする。

（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十一号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十二条第三号及び第百九十七条第三項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」と、同条第五項中「国有農地等（国庫帰属農地を除く。）」とあるのは「国有農地等（国庫帰属農地を除く。）及び旧法国有農地等」とする。

（設置期間の特例）

6　（略）

7　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　第四十六条第一項の消費税対策官及び第五百三十四条第八項の水産流通電子化推進専門官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　（略）

10　第五条第一項の企画官のうち六人、近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、北海道森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備第一課の企画官並びに東北森林管理局、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局に置かれる同項の森林整備課の企画官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経営力向上設備等の要件） **第十六条**　（略） 2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共	（経営力向上設備等の要件） **第十六条**　（略） 2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共

同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。	同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする次の各号のいずれかに該当するとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第七条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその同項に規定する構成員等を含む。以下この号において同じ。）が取得、製作又は建設をする設備であって農業の用に供するもの及び同法第七条第一項の認定を受けた同法第二条第二項に規定する農業者等に係る同法第七条第三項第一号に規定するスマート農業技術活用サービス事業者が取得、製作又は建設をする設備であって同法第二条第二項に規定する農業者等の委託を受けて農作業を行う事業の用に供するものを除く。）	三　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
四　（略）	四　（略）

○国土交通省令第八十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条　移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経営力向上計画に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則第十六条第二項第三号の規定は、特定事業者等（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける法第十七条第一項の規定の認定（法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。

改正後

（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設）

第二条　特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。

一　当該特定路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が二百以下の場合　当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二　当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合　当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

２　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一　（略）

二　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

三　（略）

（路外駐車場移動等円滑化経路）

第三条　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

２　路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一・二　（略）

三　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

四　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ・ニ　（略）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前

（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）

第二条　特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

（新設）

（新設）

２　路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一　（略）

二　路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三　（略）

（路外駐車場移動等円滑化経路）

第三条　路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

２　路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一・二　（略）

三　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

四　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ　（略）

ロ　勾配（こう）は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ・ニ　（略）

改正後

第１号様式（第７条第１項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年　月　日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。

１　駐車場の名称				
２　駐車場の位置				
３　規模	イ　駐車場の区域の面積			平方メートル
	ロ　駐車場の用に供する部分の面積	a　駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル（駐車台数　台）
			それ以外の部分	平方メートル（駐車台数　台）
		b　車路等の面積		平方メートル
４　移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者駐車施設　台			
	路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置 イ　特殊の装置の有無			
	特殊の装置 ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要	a　認定の番号		
		b　特殊の装置の名称等		
５　従業員概数				
６　供用開始（予定）日				

備　考

一　（略）

二　３のロのａ欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三～七　（略）

改正前

第１号様式（第７条第１項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

特定路外駐車場設置（変更）届出書

年　月　日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。

１　駐車場の名称				
２　駐車場の位置				
３　規模	イ　駐車場の区域の面積			平方メートル
	ロ　駐車場の用に供する部分の面積	a　駐車の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル（駐車台数　台）
			それ以外の部分	平方メートル（駐車台数　台）
		b　車路等の面積		平方メートル
４　移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者駐車施設　台			
	路外駐車場移動円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置 イ　特殊の装置の有無			
	特殊の装置 ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要	a　認定の番号		
		b　特殊の装置の名称等		
５　従業員概数				
６　供用開始（予定）日				

備　考

一　（略）

（新設）

二～六　（略）

第２号様式（第７条第２項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規模	駐車場の用に供する部分の面積		一般公共の用に供する部分	平方メートル（駐車台数　　台）
2 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ　特殊の装置の有無		
		ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等	

備　考

一　（略）

二　１の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三　２のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

四　２のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

五　２のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

第２号様式（第７条第２項関係）

（日本産業規格Ａ列４番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第１項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ　特殊の装置の有無		
		ロ　特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第４条の規定による認定の概要	認定の番号	
			特殊の装置の名称等	

備　考

一　（略）

（新設）

二　「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

三　「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

四　「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

（経過措置）

２　この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第二条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に着手する工事（用途の変更をして特定路外駐車場にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該工事をした特定路外駐車場の維持については、なお従前の例による。

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第八十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港連携調整官） **第一条の三**　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官四人を置く。 ２～４　（略） （企画調整官） **第三十九条の二**　新千歳空港事務所に、企画調整官一人を置く。 ２　企画調整官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 **第三十九条の三～第三十九条の五**　（略） （総務部に置く課等） **第四十六条**　総務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（成田空港事務所を除く。） 運用調整課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 空港振興課（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 地域調整課（成田空港事務所に限る。） 環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。） 航空保安防災課（鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） ２　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）、空港業務調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。 （総務課の所掌事務） **第四十七条**　（略） ２　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） ３　（略）	（空港連携調整官） **第一条の三**　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官二人を置く。 ２～４　（略） （新設） **第三十九条の二～第三十九条の四**　（略） （総務部に置く課等） **第四十六条**　総務部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（成田空港事務所を除く。） 運用調整課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） 空港振興課（東京空港事務所に限る。） 地域調整課（成田空港事務所に限る。） 環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。） 航空保安防災課（鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。） ２　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）、空港業務調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。 （総務課の所掌事務） **第四十七条**　（略） ２　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） ３　（略）

（空港振興課の所掌事務）

第四十九条　空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。

二　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

三　空港等の供用に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

（削除）

2‖　東京空港事務所の空港振興課は、前項に規定するもののほか、土地の使用に関する事務のうち東京国際空港の整備による地域の振興に関する事務をつかさどる。

3‖　那覇空港事務所の空港振興課は、第一項に規定するもののほか、土地の収用、買収、使用及び寄附に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第八十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港振興課の所掌事務） **第四十九条**　空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。 二　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。 三　空港等の供用に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。 四‖　土地の使用に関する事務で東京国際空港の整備による地域の振興に関するものに関すること。	（空港振興課の所掌事務） **第四十九条**　空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。 二　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。 三　空港等の供用に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。 （削除） 2‖　東京空港事務所の空港振興課は、前項に規定するもののほか、土地の使用に関する事務のうち東京国際空港の整備による地域の振興に関する事務をつかさどる。 3‖　那覇空港事務所の空港振興課は、第一項に規定するもののほか、土地の収用、買収、使用及び寄附に関する事務をつかさどる。
（新設）	**附　則** この省令は、令和六年十月一日から施行する。
（新設）	## ○国土交通省令第八十八号 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項及び第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和六年九月三十日 国土交通大臣　斉藤　鉄夫 航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。

航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三

航空交通管制部	管轄区域
札幌航空交通管制部	北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点、北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点及び北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度四五分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一三九度五九分四八秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「A線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度三〇分五三秒の地点、北緯四三度四一分東経

四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度三五分四四秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ａ線」という。）、同地点、北緯三三度六分二六秒東経一三五度三七分四四秒の地点、北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点及び北緯三〇度三一分一八秒東経一三八度一九分三八秒の地点、北緯三〇度三〇分一四秒東経一四〇度一九分四九秒の地点、北緯三一度三〇分一三秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四八秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三三度一七分一四秒東経一四四度一六分五六秒の地点、北緯三五度五〇分四八秒東経一四五度四〇分六秒の地点、北緯三八度二七分一六秒東経一四五度三九分四九秒の地点、北緯三九度一七分二二秒東経一四三度一四分四九秒の地点、北緯三九度五六分四四秒東経一四三度五二分五八秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ｂ線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度二〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域、北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四〇度八分一二秒の地点、北緯三八度五二分三九秒東経一四〇度一〇分二秒の地点、北緯三八度三一分四六秒東経一三九度四五分四八秒の地点、北緯三七度四〇分五七秒東経一三九度四五分三五秒の地点及び北緯三七度三一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四五度三五分八秒東経一四五度三五分四五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域

東京航空交通管制部

Ａ線、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点、北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三七度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度一九分三八秒東経一三六度九分三八秒の地点、北緯三三度四四分五一秒東経一三六度三四分三七秒の地点、北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点及び北緯三〇度三一分一八秒東経一三八度一九分三八秒の地点、北緯三〇度三〇分一四秒東経一四〇度一九分四九秒の地点、北緯三一度三〇分一三秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三三度一七分一四秒東経一四四度一六分五六秒の地点、北緯三五度五〇分四八秒東経一四五度四〇分六秒の地点、北緯三八度二七分一六秒東経一四五度三九分四九秒の地点、北緯三九度一七分二二秒東経一四三度一四分四九秒の地点、北緯三九度五六分四四秒東経一四三度五二分五八秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ｂ線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度二〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域、北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四〇度八分一二秒の地点、北緯三八度五二分三九秒東経一四〇度一〇分二秒の地点、北緯三八度三一分四六秒東経一三九度四五分四八秒の地点、北緯三七度四〇分五七秒東経一三九度四五分三五秒の地点及び北緯三七度三一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点及び北緯四五度三五分八秒東経一四五度三五分四五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高

	分五〇秒東経一三八度三八分の地点を順次に結んだ線、Ａ線、並びにＢ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート以上の区域（Ａ線並びに北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度東経一三七度四〇分五五秒の地点、北緯三四度五〇分三二秒東経一三七度五〇分二七秒の地点、北緯三四度五一分二一秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三四度五一分五三秒東経一三八度四五分四六秒の地点、北緯三五度一九秒東経一三九度二四分四三秒の地点、北緯三五度九分二七秒東経一四〇度三二分四七秒の地点、北緯三五度三四分四四秒東経一四〇度四九分の地点、北緯三五度五一分二三秒東経一四〇度一七分四秒の地点、北緯三六度六分二三秒東経一四〇度一八分四五秒の地点、北緯三六度九分五一秒東経一三九度三九分五八秒の地点及び北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域並びにＡ線、Ｂ線並びに北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三三度四四分五一秒東経一三六度三四分三七秒の地点、北緯三四度一六分一〇秒東経一三六度九分三八秒の地点及び北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域（ただし、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにＡ線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域	神戸航空交通管制部
	北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度一六分四四秒東経一三二度四八分二二秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三三度六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径	

	地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにＢ線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域並びに北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度三五分四七秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ｃ線」という。）、同地点、北緯三三度六分二六秒東経一三五度三七分四四秒の地点及び北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点を順次に結んだ線並びにＢ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域	神戸航空交通管制部
	北緯三八度二五分東経一三七度九分一五秒の地点、北緯三六度四〇分五九秒東経一三四度四九分五四秒の地点、北緯三六度四四分五〇秒東経一三三度一五分一二秒の地点、北緯三五度四三分三秒東経一三二度四三分四八秒の地点、北緯三五度二五分一〇秒東経一三二度四六分四〇秒の地点、北緯三五度一六分四四秒東経一三二度四八分二二秒の地点、北緯三五度六分三八秒東経一二九度四四分の地点、北緯三四度四〇分一一秒東経一二九度九分五二秒の地点、北緯三三度二二分一五秒東経一二八度九分一九秒の地点、北緯三三度八分東経一二八度五九分八秒の地点、北緯三三度六分一五秒東経一二八度五〇分六秒の地点及び北緯三二度四九分一秒東経一二八度三五分二六秒の地点を順次に結んだ線、北緯三二度四〇分一五秒東経一二八度四九分五三秒の地点を中心とする半径	

一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二九分一七秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点、北緯三二度七分一三秒東経一三四度二五分一〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線並びにA線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）	福岡航空交通管制部
2　（略）	
（総務管理官）	
第二条　神戸航空交通管制部に、総務管理官一人を置く。	
2　（略）	
（航空交通管理管制官）	
第三条　（略）	
2　航空交通管理管制官は、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務（航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官、企画調整課、空域高度利用課、情報高度化推進課及び技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	
3～6　（略）	
（削る）	
第六条～第八条　（略）	
（航空交通管制部に置く課）	
第九条　航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。	
総務課 会計課 企画調整課（福岡航空交通管制部に限る。）	

一五海里の円弧のうち同地点から一八一度二〇分二〇秒に引いた線以西であって同地点から三〇五度五二分六秒に引いた線以南の部分、北緯三二度二五分一二秒東経一二八度四九分二八秒の地点、北緯三二度二五分一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点、北緯二七度四三分五一秒東経一二五度四五分三四秒の地点、北緯二六度二九分一七秒東経一二七度四七分二二秒の地点、北緯二六度二七分三一秒東経一二九度四三分二五秒の地点、北緯二七度五二分一四秒東経一三〇度三〇分五二秒の地点、北緯二九度二七分三九秒東経一三一度三九分二三秒の地点、北緯二九度三一分五二秒東経一三一度三八分五二秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二〇分五九秒の地点、北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点、北緯三〇度三九分五二秒東経一三二度八分四七秒の地点、北緯三〇度四七分五九秒東経一三二度一九分二六秒の地点、北緯三二度一三秒東経一三三度五九分五一秒の地点、北緯三二度七分一三秒東経一三四度二五分一〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線、C線並びにB線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域（東京航空交通管制部の管轄区域を除く。）	福岡航空交通管制部
2　（略）	
（総務管理官）	
第二条　札幌航空交通管制部及び神戸航空交通管制部に、それぞれ総務管理官一人を置く。	
2　（略）	
（航空交通管理管制官）	
第三条　（略）	
2　航空交通管理管制官は、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務（航空交通管理管制運航情報官及び航空交通管理管制技術官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	
3～6　（略）	
（システム管理官）	
第六条　福岡航空交通管制部に、システム管理官一人を置く。	
2　システム管理官は、命を受けて、福岡航空交通管制部の所掌事務（航空交通の管理に関するものに限る。）のうち、管制情報処理システム施設に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。	
第七条～第九条　（略）	
（航空交通管制部に置く課）	
第十条　航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。	
総務課 会計課（札幌航空交通管制部を除く。）	

空域高度利用課（福岡航空交通管制部に限る。） 情報高度化推進課（福岡航空交通管制部に限る。） 技術課（福岡航空交通管制部に限る。） （総務課の所掌事務）	
第十条　（略）	
（削る）	
第十一条　（略）	（総務課の所掌事務）
（企画調整課の所掌事務）	**第十一条**　（略）
第十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　札幌航空交通管制部の総務課は、前項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。
一　先端的な技術を活用した航空交通管制の効率化及び高度化（以下「管制サービスの高度化」という。）に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（空域高度利用課、情報高度化推進課及び技術課の所掌に属するものを除く。）。	**第十二条**　（略）
二　管制サービスの高度化に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること。	（新設）
（空域高度利用課の所掌事務）	
第十三条　空域高度利用課は、航空交通に関する空域の高度利用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
（情報高度化推進課の所掌事務）	
第十四条　情報高度化推進課は、航空交通管制に必要な情報及び航空機の運航に必要な情報の高度化の推進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（航空交通管理管制運航情報官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	（新設）
（技術課の所掌事務）	
第十五条　技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設に関する先端的な技術の活用の推進に関すること。	
二　航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設の安全性の向上に関すること。	
（雑則）	（雑則）
第十六条　（略）	**第十三条**　（略）

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○防衛省令第八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項並びに防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十七条第三項及び第二百十七条の二第二項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

防衛大臣　木原　稔

指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令等の一部を改正する省令

（指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令の一部改正）

第一条　指定職俸給表の適用を受ける書記官その他の官職及びこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～八　［略］ 九　防衛装備庁防衛技監、防衛装備庁長官官房装備官、防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁装備政策部長、防衛装備庁プロジェクト管理部長、防衛装備庁技術戦略部長、防衛装備庁調達管理部長、防衛装備庁調達事業部長、防衛装備庁航空装備研究所長、防衛装備庁陸上装備研究所長、防衛装備庁艦艇装備研究所長、防衛装備庁新世代装備研究所長及び防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所長 十　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一～八　［同上］ 九　防衛装備庁防衛技監、防衛装備庁長官官房装備官、防衛装備庁長官官房審議官、防衛装備庁装備政策部長、防衛装備庁プロジェクト管理部長、防衛装備庁技術戦略部長、防衛装備庁調達管理部長、防衛装備庁調達事業部長、防衛装備庁航空装備研究所長、防衛装備庁陸上装備研究所長、防衛装備庁艦艇装備研究所長、防衛装備庁次世代装備研究所長及び防衛装備庁次世代装備研究所先進機能研究統括官 十　［同上］

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第二条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	［略］
三十七　防衛装備庁に置かれる研究所		百六十八　防衛装備庁の研究所長の属する職制上の段階	所長
		百七十　研究所の課長又はユニット長の属する職制上の段階	課長
		［略］	［略］

改正前			
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。			
職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	［同上］
三十七　防衛装備庁に置かれる研究所		百六十八　防衛装備庁の研究所長の属する職制上の段階	所長
		百六十八の二　次世代装備研究所先進機能研究統括官の属する職制上の段階	先進機能研究統括官
		百七十　研究所の課長の属する職制上の段階	課長
		［同上］	［同上］

			百七十二　研究所の課又はユニットの所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	［略］
			係長	［略］
		二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	
			十一　研究所	［略］
			三十五　研究所の部長又はユニット長の属する職制上の段階	［略］
			三十六　研究所の部の所掌事務を分掌する室の長又は前号に規定する官職の指揮監督を受け、次号及び第三十八号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	［略］
			室長	［略］
［略］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛装備庁施設等機関組織規則の一部改正）

第三条　防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　施設等機関	第一章　施設等機関
第一節～第三節　［略］	第一節～第三節　［同上］
第四節　新世代装備研究所（第二十九条―第三十七条）	第四節　次世代装備研究所（第二十九条―第三十九条）
第五節　防衛イノベーション科学技術研究所（第三十八条―第四十五条）	第五節　千歳試験場（第四十条・第四十一条）

			百七十二　研究所の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	［同上］
			係長	［同上］
		二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	
			十一　研究所	［同上］
			三十五　研究所の部長の属する職制上の段階	［同上］
			三十六　研究所の部の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	［同上］
			室長	［同上］
［同上］				

第六節　千歳試験場（第四十六条・第四十七条）
第七節　下北試験場（第四十八条・第四十九条）
第八節　岐阜試験場（第五十条・第五十一条）
第二章　雑則（第五十二条）
附則
（誘導技術研究部の所掌業務）
第十条　誘導技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　［略］
二　誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に関すること。
三・四　［略］
第四節　新世代装備研究所
（位置）
第二十九条　新世代装備研究所は、東京都世田谷区に置く。
（所長）
第三十条　新世代装備研究所に、所長を置く。
２　所長は、新世代装備研究所の業務を掌理する。
（研究企画官）
第三十一条　新世代装備研究所に、研究企画官一人を置く。
［項を削る。］
２　研究企画官は、命を受けて、新世代装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（新世代装備研究所に置く部）
第三十二条　新世代装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。
ＡＩ・サイバーネットワーク研究部
宇宙・センサ研究部
電子対処研究部
（総務課の所掌事務）
第三十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～九　［略］
十　前各号に掲げるもののほか、新世代装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。
［条を削る。］

第六節　下北試験場（第四十二条・第四十三条）
第七節　岐阜試験場（第四十四条・第四十五条）
第二章　雑則（第四十六条）
附則
（誘導技術研究部の所掌業務）
第十条　誘導技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　［同上］
二　誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に属するものを除く。）に関すること。
三・四　［同上］
第四節　次世代装備研究所
（位置）
第二十九条　次世代装備研究所は、東京都世田谷区に置く。
（所長）
第三十条　次世代装備研究所に、所長を置く。
２　所長は、次世代装備研究所の業務を掌理する。
（先進機能研究統括官及び研究企画官）
第三十一条　次世代装備研究所に、先進機能研究統括官一人及び研究企画官一人を置く。
２　先進機能研究統括官は、次世代装備研究所の所掌業務のうち先進技術に係る事項について所長を助け、業務を整理する。
３　研究企画官は、命を受けて、次世代装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（次世代装備研究所に置く部）
第三十二条　次世代装備研究所に、総務課のほか、次の五部を置く。
領域横断機能研究部
先進技術研究部
情報通信研究部
センサ研究部
電子対処研究部
（総務課の所掌事務）
第三十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～九　［同上］
十　前各号に掲げるもののほか、次世代装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。
（領域横断機能研究部の所掌業務）
第三十四条　領域横断機能研究部は、次に掲げる業務をつかさどる。
一　装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。
二　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

［条を削る。］

（AI・サイバーネットワーク研究部の所掌業務）

第三十四条　AI・サイバーネットワーク研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

一　通信器材に関すること（次条第三号及び第三十六条第一号に掲げるものを除く。）。

二　電子計算機に関すること（次条第三号に掲げるものを除く。）。

三　電気器材に関すること（次条第三号に掲げるものを除く。）。

四　［略］

（宇宙・センサ研究部の所掌業務）

第三十五条　宇宙・センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　電波器材に関すること（次条第二号に掲げるものを除く。）。

二　光波器材に関すること（次条第三号に掲げるものを除く。）。

三　宇宙に関する領域に係る装備品等に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（電子対処研究部の所掌業務）

第三十六条　電子対処研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　通信器材の電子対処に関すること（前条第三号に掲げるものを除く。）。

二　電波器材の電子対処に関すること（前条第三号に掲げるものを除く。）。

三　光波器材の電子対処に関すること（前条第三号に掲げるものを除く。）。

四　［略］

（支所）

第三十七条　新世代装備研究所に、支所を置く。

２～４　［略］

（先進技術研究部の所掌業務）

第三十五条　先進技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験に関する業務をつかさどる。

一　装備品等の研究開発に応用される先進技術に関すること（領域横断機能研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（情報通信研究部の所掌業務）

第三十六条　情報通信研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

一　通信器材に関すること（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　電子計算機に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　電気器材に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

四　［同上］

（センサ研究部の所掌業務）

第三十七条　センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　電波器材に関すること（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　光波器材に関すること（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。

［号を加える。］

三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（電子対処研究部の所掌業務）

第三十八条　電子対処研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　通信器材の電子対処に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　電波器材の電子対処に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　光波器材の電子対処に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

四　［同上］

（支所）

第三十九条　次世代装備研究所に、支所を置く。

２～４　［同上］

第五節　防衛イノベーション科学技術研究所

［節名を加える。］

（位置）

第三十八条　防衛イノベーション科学技術研究所は、東京都渋谷区に置く。

［条を加える。］

（所長）

第三十九条　防衛イノベーション科学技術研究所に、所長を置く。

2　所長は、防衛イノベーション科学技術研究所の業務を掌理する。

［条を加える。］

（研究統括官）

第四十条　防衛イノベーション科学技術研究所に、研究統括官一人を置く。

2　研究統括官は、所長を助け、防衛イノベーション科学技術研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。

［条を加える。］

（防衛イノベーション科学技術研究所に置くユニット）

第四十一条　防衛イノベーション科学技術研究所に、総務・会計ユニット、方針策定ユニット及び事業推進ユニットを置く。

［条を加える。］

（総務・会計ユニットの所掌事務）

第四十二条　総務・会計ユニットは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　所長の官印及び研究所印の保管に関すること。

三　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　職員の人事、教養及び給与に関すること。

五　職員の福利厚生に関すること。

六　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

七　行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関すること。

八　秘密の保全に関すること。

九　所内の事務の総括に関すること。

十　前各号に掲げるもののほか、防衛イノベーション科学技術研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項（防衛省組織令第二百十七条の二第一項第二号に掲げるものを除く。）に関すること。

［条を加える。］

（方針策定ユニットの所掌業務）

第四十三条　方針策定ユニットは、次に掲げる業務をつかさどる。

一　防衛省組織令第二百十七条の二第一項第一号から第三号までに掲げるものに関する方針の策定に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

［条を加える。］

（事業推進ユニットの所掌業務）

第四十四条　事業推進ユニットは、次に掲げる業務をつかさどる。

一　防衛省組織令第二百十七条の二第一項第一号及び第三号に掲げるものに関すること（前条第一号に掲げるものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

［条を加える。］

（ユニット長）

第四十五条　ユニットに、ユニット長を置く。

2　ユニット長は、所長の命を受け、総務・会計ユニットの事務若しくは方針策定ユニット又は事業推進ユニットの業務を掌理する。

［条を加える。］

第六節　［略］	第五節　［同上］
第四十六条・第四十七条　［略］	第四十条・第四十一条　［同上］
第七節　［略］	第六節　［同上］
第四十八条・第四十九条　［略］	第四十二条・第四十三条　［同上］
第八節　［略］	第七節　［同上］
第五十条・第五十一条　［略］	第四十四条・第四十五条　［同上］
第二章　雑則	第二章　雑則
（雑則）	（雑則）
第五十二条　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、新世代装備研究所、防衛イノベーション科学技術研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。	**第四十六条**　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、次世代装備研究所、千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。